

## 第十三章 会議

### 第一節 議事日程の編成及び報告

#### 第一款 議事日程の編成

#### 二〇六 議事日程に記載する案件及び順序に関する例

議事日程は、あらかじめ議長が定める。

議事日程には、開議の日時並びに会議に付する案件及びその順序を記載する。

議事日程に記載する案件及び順序は、おおむね次のとおりである。

- 一 議院の構成に関するもの
- 1 議長、副議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 常任委員の選任

- 
- 4 常任委員長の選挙
  - 5 事務総長の選挙
  - 6 憲法審査会委員の選任
  - 7 情報監視審査会委員の選任
  - 8 政治倫理審査会委員の選任
  - 9 両院協議会協議委員の選挙
  - 二 会期に関するもの
    - 1 会期の件
    - 2 会期延長の件
    - 3 休会の件
  - 三 内閣総理大臣の指名
  - 四 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件
  - 五 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
  - 六 政治資金適正化委員会委員の指名
  - 七 国家公務員等の任命に関する件

八 緊急質問の件

九 国務大臣の演説又は報告に関する件

十 議案の撤回又は内閣修正に関する件

十一 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明

十二 回付案

十三 両院協議会成案

十四 委員会審査省略要求の議案

十五 委員会審査終了の案件

1 予算

2 決算

3 条約

4 法律案、議決を求めるの件、承認を求めるの件及び承諾を求めるの件（これらの案件は、委員

会の報告書提出の順序により委員会別に記載するのを例とする）

5 請願

**参照** 二二八号、二一九号、二二三号、二四二号、二四六号、二五一号、二五三号、三九一号

## 二〇七 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件 及び国家公務員等の任命に関する件の議事日程記載に 関する例

内閣から国会法第三十九条ただし書の規定により議員を国家公務員等に任命するため議院の議決を求められた場合、これを議事日程に記載するときは、「国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件」と記載し、議決を求められた国家公務員等の名称及び氏名は記載しない。

内閣から国家公務員等の任命につき議院の同意又は承認を求められた場合、これを議事日程に記載するときは、「国家公務員等の任命に関する件」と記載し、同意又は承認を求められた国家公務員等の名称及び氏名は記載しない。

参照 四九一号、四九二号

## 二〇八 緊急質問の件の議事日程記載に関する例

緊急質問を行うことにつき、これを議事日程に記載するときは、「緊急質問の件」と記載する。

## 二〇九 議案を議事日程に記載するときは、発議者又は提出者を 表示する

議案を議事日程に記載するときは、件名の下に括弧してその発議者又は提出者を表示する。ただし、予算、条約、決算、議決を求めるの件、承諾を求めるの件、承認を求めるの件及び国会法第五十六条の二の規定により趣旨説明を聴取する議案は、いずれも提出者を表示しないのを例とする。

なお、衆議院から送付された議案（予算を除く）又は回付された議案は、その旨を表示し、また、継続審査に付された議案は、提出又は送付の国会回次を表示する。

## 二一〇 国会法第五十六条の二の規定により趣旨説明を聴取する 議案の議事日程記載に関する例

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明聴取を議事日程に記載するときは、議案件名の下

に「趣旨説明」と表示する。

なお、議院運営委員会において関連のある数個の議案につき趣旨説明聴取を決定したときは、一括してこれを議事日程に記載するのを例とする。

参照 二八六号、二八八号、二八九号

## 二二一 委員会審査省略要求議案の議事日程記載に関する例

発議者又は提出者から委員会の審査省略の要求がある議案を議事日程に記載するときは、議案件名の下に「(委員会審査省略要求)」と表示する。

参照 二七七号

二二二 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明等の  
議事日程への記載は、議院運営委員会に諮った後、これ  
を行う

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明、緊急質問の件及び委員会審査省略要求の議案の議事日程への記載は、議院運営委員会に諮った後、これを行うのを例とする。ただし、緊急質問の件について議院運営委員会に諮る前に議事日程に記載したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十二回国会 昭和二十六年十月二十六日 日程第一 緊急質問の件

第六十一回国会 昭和四十四年二月十四日 日程第三 緊急質問の件

参照 二七七号、三八七号

二二三 議案の撤回又は内閣修正に関する件及び回付案は、議院の議決により議事日程に追加する場合を除き、次会の議事日程に記載する

議案の撤回若しくは内閣修正につき承諾を求められたとき、又は衆議院から議案が回付されたときは、議院の議決により当日の議事日程に追加する場合を除き、これを次会の議事日程に記載する。なお、議長は、これを会議において議題とする前に、その取扱いについて議院運営委員会に諮るのを例とする。

参照 一八八号、一九一号、一九二号、四二三号

二二四 委員会の審査を終わった案件は、議院の議決により議事日程に追加する場合を除き、次会の議事日程に記載する

委員会の審査を終わった案件は、議院の議決により当日の議事日程に追加する場合を除き、これを次会の議事日程に記載するのを例とする。ただし、委員長の出等により議長が必要と認め、次会の議



事日程に記載せずその後の議事日程に記載したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年六月二日の法務委員会において、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案が修正議決されたが、内閣委員会において行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を審査中であつたため、法務委員長から議事日程への記載延期の申出があつた。議長は、次会の翌三日の議事日程に同法案を記載せず、同月十四日の内閣委員会の行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の議決を待つて、同月十五日の議事日程に両案を記載した。

第二十八回国会 昭和三十三年四月十八日の法務委員会において、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が可決されたが、内閣委員会において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を審査中であつたため、法務委員長から議事日程への記載延期の申出があつた。議長は、次会の同月二十一日の議事日程にこれらの法案を記載せず、同月二十一日の内閣委員会の三案の議決を待つて、同月二十二日の議事日程に五案を記載した。

第六十一回国会 昭和四十四年四月二十二日の大蔵委員会において、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案が可決されたが、外務委員会に

において国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件を審査中であったため、大蔵委員長から議事日程への記載延期の申出があった。議長は、次会の翌二十三日の議事日程に同法案を記載せず、同月二十四日の外務委員会の同件の議決を待つて、同月二十五日の議事日程に同件及び同法案を記載した。

第七十五回国会 昭和五十年七月一日の大蔵委員会において、酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案が可決されたが、議長は、委員会の審査状況に鑑み次会の翌二日の議事日程に両法案を記載せず、同月四日の議事日程に記載した。

参照 二九五号

## 二一五 議題となった案件でその議事を終わらなかつたものは、

### 次会の議事日程に記載する

議題となった案件でその議事を終わらなかつたものは、次会の議事日程に記載するのを例とする。ただし、記載しなかつたことがある。その主な例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十五日の会議において、「議長不信任決議案（天田勝正君外二十

二名発議)」はその採決を後に回すことに決し、その後議決に至らないままその日の会議は延会したが、次会の翌二十六日の議事日程にこれを記載しなかった。なお、同案は、同月三十日の会議において日程に追加した。

第十九回国会 昭和二十九年三月十七日の会議において、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件、農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)」は岡崎外務大臣から趣旨説明があった後質疑を延期したが、次会の翌十八日の議事日程にこれを記載しなかった。なお、同件は、同月十九日の議事日程に記載した。

参照 二三八号、二四〇号

## 二一六 議題となった案件でその議事を終わらなかつたものの議

### 事日程記載に関する例

議題となつた案件でその議事を終わらなかつたものを次会の議事日程に記載するときは、その件名の下に「(前会の続)」と表示し、國務大臣の演説に関する件及び國務大臣の報告に関する件については、「(第何日)」と表示する。また、数個の案件を一括して議題とした後、その議事を終わらなかつた場合には、次会の議事日程に各案件ごとに記載するのを例とする。

## 二一七 議事日程に記載した案件で議題とならなかつたものは、

### 次会の議事日程に記載する

議事日程に記載した案件で議題とならなかつたものは、次会の議事日程に記載するのを例とする。ただし、次会の議事日程に記載しなかつたことがある。その主な例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月二十五日の議事日程(第五十一号)に記載された日程第三保険募集の取締に関する法律案は、同日の会議において議題とならなかつたが、次会の議事日程に記載しな

かった。なお、同月二十九日の議事日程（第五十三号）にこれを記載した。

第五十回国会 昭和四十年十一月十三日の議事日程（第七号）に記載された日程第一裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件、日程第二商品取引所審議会会長及び同委員の任命に関する件及び日程第三電波監理審議会委員の任命に関する件は、同日の会議において議題とならなかったが、次会の議事日程に記載しなかった。なお、同年十二月十三日（会期終了日）の議事日程（第十六号）にこれを記載した。

第百三十一回国会 平成六年九月三十日の議事日程（第一号）に記載された日程第四平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書、日程第五平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第六平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書は、同日の会議において議題とならなかったが、次会の同年十月四日の議事日程に記載しなかった。なお、三件は、十月四日の会議において、日程に追加した。

参照 二三一一号、二三七号、二三八号、二四〇号

## 二一八 請暇、辞職、特別委員会の設置等は、議事日程に記載しないのを例とする

請暇、辞職、特別委員会の設置、調査会の設置、裁判官弾劾裁判所裁判員その他の各種の委員等の辞任及び選挙、議員派遣並びに委員会及び調査会の継続審査及び継続調査の件は、他に議事日程に記載する案件がない場合その他議長が必要と認めた場合を除き、これを議事日程に記載しない。  
なお、これらを議題とするときは、議事日程追加の手続をとらない。

議長が必要と認めこれらを議事日程に記載した主な例は、次のとおりである。

- |           |              |                       |
|-----------|--------------|-----------------------|
| 第一回国会     | 昭和二十二年七月二日   | 皇室会議の予備議員の選挙          |
| 第五回国会     | 昭和二十四年二月十二日  | 議員派遣の件                |
| 第七回国会     | 昭和二十四年十二月五日  | 請暇の件                  |
| 第十六回国会    | 昭和二十八年五月二十七日 | 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件 |
| 第三十八回国会   | 昭和三十六年四月五日   | 議員辞職の件                |
| 第六十七回国会   | 昭和四十六年十一月五日  | 特別委員会設置の件             |
| 第三百三十五回国会 | 平成八年一月十二日    | 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継 |

続するの件

## 二一九 儀礼に関する件を議事日程に記載した例

議長発議に係る儀礼に関する件で議長が必要と認めたものは、これを議事日程に記載する。その例は次のとおりである。

第十回国会

昭和二十六年五月十九日

皇太后陛下崩御につき弔意を表する件

第十五回国会

昭和二十七年十一月八日

皇太子殿下の立太子の礼及び成年式につき慶賀の意を表する件

第二十四回国会

昭和三十一年三月二十六日

永年在職議員表彰の件（第四十三回国会、第四十七回国会、第五十一回国会、第五十五回国会、第六十五回国会、第七十三回国会、第七十五回国会、第七十六回国会、第百一回国会及び第百七十七回国会にもその例がある。）

第三十四回国会

昭和三十五年二月二十六日

皇孫殿下御誕生につき慶賀の意を表する件（第五十回国会及び第百五十三回国会にもその例がある。）

第三十六回国会

昭和三十五年十月十八日

衆議院議員淺沼稻次郎君逝去につき弔意を表す

第十三章 会議

第一節 議事日程の編成及び報告

（二一八、二一九）

二七九

る件

第五十一回国会

昭和四十一年一月十八日

理学博士朝永振一郎君のノーベル賞受賞につき

祝意を表する件

第六十一回国会

昭和四十四年一月二十七日

川端康成君のノーベル賞受賞につき祝意を表す

る件

第七十二回国会

昭和四十九年三月三十日

理学博士江崎玲於奈君のノーベル賞受賞につき

祝意を表する件

第九十六回国会

昭和五十七年一月二十五日

工学博士福井謙一君のノーベル賞受賞につき祝

意を表する件

第一百四回国会

平成元年一月九日

大行天皇崩御につき弔意を表する件

第一百九回国会

平成二年十一月七日

即位の礼につき慶賀の意を表する件

第二百十回国会

平成三年二月十三日

立太子の礼につき慶賀の意を表する件

第二百二十六回国会

平成五年四月七日

皇太子殿下納采の儀につき慶賀の意を表する件

同

平成五年六月四日

皇太子殿下結婚の儀につき慶賀の意を表する件

第三百三十一回国会

平成六年十月四日

議員松本英一君逝去につき哀悼の件



第百五十四回国会 平成十四年五月二十七日 議員坂野重信君逝去につき哀悼の件

第百九十八回国会 平成三十一年三月八日 天皇陛下御即位三十年につき慶賀の意を表する件

件

同 令和元年五月十五日 天皇陛下御即位につき慶賀の意を表する件

第百二十三回国会 令和二年十月二十九日 立皇嗣の礼につき慶賀の意を表する件

参照 二〇六号、五一〇号、五一一号、五一四号、五一六号―五二八号、五二〇号、五二一

号、五三二号、五三三号、五四六号、五五九号、五六七号

## 二二〇 議事日程に他に予定される議事等について付記した例

参議院公報をもって議事日程を通知するに当たり、議事日程欄の末尾に他に予定される議事等について付記したことがある。その主な例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十一月十六日参議院公報をもって翌十七日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、故議長松平恒雄君に弔意を表するための議事があります。

第十回国会 昭和二十六年二月十二日参議院公報をもって翌十三日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、吉田内閣総理大臣から外交問題について発言があります。

第十三回国会 昭和二十七年二月二十七日参議院公報をもって翌二十八日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、岡崎国務大臣から行政協定について発言がある予定

第二十二回国会 昭和三十年五月二十六日参議院公報をもって翌二十七日の議事日程を通知するに当たり、日程第一国務大臣の演説に関する件について次のとおり付記した。

外務大臣から日ソ国交問題について発言があります。

第四十五回国会 昭和三十八年十二月十日参議院公報をもって翌十一日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、福田国務大臣から三池炭坑災害について、綾部国務大臣から鶴見事故の報告についてそれぞれ発言があります。

参照 二二四号

## 二二二 会議の日時のみを議員に通知して会議を開く場合の議事

### 日程は、当日の会議を開くまでに定める

議長が特に緊急の必要があると認めるときは、会議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができるが、この場合の議事日程は、当日の会議を開くまでにこれを定めることを要する。会議の日時のみを議員に通知して会議を開いた例は、次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月四日 午後二時

以後同例がある。

参照 二二三号、二二四号、二三一号

## 二二三 議事日程には、順次号数を付する

議事日程には、作成ごとに順次号数を付する。会議を開くに至らなかつたとき、又は議事日程の議事に入らないで延会したときも、次会の議事日程は、その号数を新たにする。

参照 二三一号、二三八号

## 第二款 議事日程の報告

### 二二三 議事日程は、参議院公報をもつて通知する

議事日程は、会議の前日（その日が休日るときは、おおむねその前日）参議院公報をもつてあらかじめこれを各議員に通知する。国会法第五十五条第二項の規定により会議の日時のみを議員に通知して会議を開くときは、議長は、会議を開くまでに議事日程を定め、当日参議院公報をもつてこれを各議員に通知する。

なお、会議の当日は、印刷した議事日程と議案要旨（本会議に上程される委員会議了議案の要旨）を、議場内所定の場所に備え議員の便宜に供する。

参照 二〇六号、二二二号、五〇六号

## 二二四 国会法第五十五条第二項の規定による会議の日は、参

### 議院公報をもつて通知する

国会法第五十五条第二項の規定により会議の日時のみを議員に通知して会議を開くときは、その前日の参議院公報会議欄に会議の日時を記載してこれを各議員に通知する。

なお、この場合において同欄の末尾に、予定される議事について付記したことがある。その例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十八年十二月二十三日参議院公報をもつて翌二十四日の会議の日時を各議員に通知するに当たり、会議欄に「明二十四日（木曜日）午後一時本会議」と記載し、次のとおり付記した。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の会議がある予定

参照 二二〇号、二二二号、五〇六号

## 二二五 開議の予定を参議院公報をもって通知した例

第十回国会 昭和二十六年四月十一日離任した前連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥に対し感謝決議を行うため会議を開く必要があったが、自然休会中であつたため、議長佐藤尚武君は、翌十二日の参議院公報公告欄に次のとおり記載し、開議の予定を各議員に通知した。

来る十六日（月曜日）マッカーサー元帥に対する感謝決議を行うため本会議を開くことになる予定であります。

第十九回国会 昭和二十八年十二月二十二日の議院運営委員会理事会において、奄美群島復帰に関する措置について福永内閣官房長官から説明を聴き、会議を開くことについて協議がまとまつたが、自然休会中であつたため、議長河井彌八君は、同日の参議院公報会議欄に次のとおり記載し、開議の予定を各議員に通知した。

明後二十四日（木曜日）本会議を開く予定

（奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の承認についての会議がある予定）

参照 二二〇号、二二二号、五〇六号

## 第二節 議事に関する協議

### 二二六 議事の順序等については、議院運営委員会において協議する

会議当日の議事の順序、発言者、発言時間、採決の方法その他必要と認める事項については、議院運営委員会において協議する。また、会議中、議事につき協議すべき事項が生じたときは、議院運営委員会議事が議場内において協議することがある。

(注) 議事の順序等については、当初各派交渉会において協議していたが、第二回国会における国会法の改正(昭和二十三年法律第八十七号)により、議長は、議院運営委員会が選任する小委員と協議することができると定められ、さらに第二十八回国会における国会法の改正(昭和三十三年法律第六十五号)により、議長は、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができると改められた。

これに基づき、同国会閉会後の昭和三十三年六月九日(第二十九回国会召集日の前日)の議院運営委員会において議事協議会要綱が定められ、議事協議会が設置された。

以後、第百回国会まで議長主宰の議事協議会において協議を行ってきたが、第百一回国会以後は議事協議会

を設置せず、議院運営委員会において、会議当日の議事に関し協議している。

参照 二五九号、二六〇号、三八九号

### 第三節 開議、休憩、延会及び散会

#### 第一款 開議

#### 二二七 召集日には会議を開く

召集日には会議を開く。

召集日の会議においては、まず議長が議員の議席を指定する。召集日に議長及び副議長が共にない場合又は議長がない場合には、その選挙を行った後に議席を指定する。また、必要に応じて特別委員会設置の件等を行う。なお、臨時会及び特別会にあつてはほかに会期の件を議決する。

参照 一〇号、一九号



## 二二八 会議の定例日は、月曜日、水曜日、金曜日とする

会議の定例日は、月曜日、水曜日、金曜日とする。ただし、会期終了日が切迫したとき、緊急を要する案件のあるとき、その他議長が必要と認めたときは、他の日にも会議を開くことがある。

(注) 第一回国会昭和二十二年九月二十日の議院運営委員会において、本会議は原則として月曜日、水曜日、金曜日の午前十時に開く旨の決定があった。

## 二二九 日曜日その他の休日には、会議を開かないのを例とする

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には、会議を開かないのを例とする。ただし、特に必要があるため会議を開いたことがある。その主な例は次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月十二日（日曜日） 議案輻湊し連日審議のため

第七回国会 昭和二十五年四月二十九日（天皇誕生日） 会期終了日切迫のため

第十二回国会 昭和二十六年十一月十八日（日曜日） 平和条約の締結について承認を求めるの件、

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件等審議のため

第二十一回国会 昭和三十年一月二十三日（日曜日） 国務大臣の演説に対する質疑のため

第二十六回国会 昭和三十二年三月三十一日（日曜日） 昭和三十二年度一般会計予算等審議のため

第六十一回国会 昭和四十四年八月三日（日曜日） 大学の運営に関する臨時措置法案等審議のため

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十四日（秋分の日の振替休日） 国立学校設置法等の一部を改正

する法律案等審議のため

第二百二十三回国会 平成四年六月六日（土曜日）、七日（日曜日） 国際連合平和維持活動等に対する

協力に関する法律案等審議のため

（注）国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第五号）の制定により、第百十四回国会昭和

六十四年一月一日から、毎月の第二土曜日及び第四土曜日が国会に置かれる機関の休日となった。さらに、

同法の一部改正（平成四年法律第二十七号）により、第百二十三回国会平成四年五月一日から、全ての土曜

日が国会に置かれる機関の休日となった。

## 二三〇 会期終了日に会議が開かれなかった例

会期終了日には会議を招集するのを例とするが、会議を招集せず、又は招集したが会議を開くに至らなかつたことがある。その例は次のとおりである。

### (一) 会期終了日に会議を招集しなかつた例

第三十回国会 昭和三十三年十二月七日（日曜日） 会議は招集されなかつた（十一月二十五日以後会議は招集されなかつた）。

第三十三回国会 昭和三十四年十二月二十七日（日曜日） 会議は招集されなかつた（十二月二十六日に会議が開かれ、法律案、継続審査等を議決した）。

第五十二回国会 昭和四十一年七月三十日（土曜日） 会議は招集されなかつた（七月二十九日に会議が開かれ、継続審査及び継続調査等を議決した）。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十七日（木曜日） 会議は招集されなかつた（九月二十六日に会議が開かれ、法律案、継続審査及び継続調査等を議決した）。

その他同例がある。

### (二) 会期終了日に招集した会議を開くに至らなかつた例

第六十一回国会 昭和四十四年八月五日（火曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった。

第八十三回国会 昭和五十二年十二月十日（土曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった

（十二月九日に会議が開かれ、法律案、継続審査及び継続調査等を議決した）。

第二百二回国会 昭和六十年六月二十五日（火曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった（六

月二十四日に会議が開かれ、法律案、継続審査及び継続調査等を議決した）。

第七十四回国会 平成二十二年六月十六日（水曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった。

た。

参照 一三八号

### 二三一 会議を招集したが開くに至らなかった例

議事日程を定め又は定めないので会議を招集したが、議事につき協議がまとまらないなどの事由により会議を開くに至らなかったことがある。その例は次のとおりである。

(一) 議事日程を定めて会議を招集したが、開くに至らなかった例

第九回国会 昭和二十五年十一月二十五日の会議は、議事日程を定めて招集されたが、会議を開く

に至らなかった。

以後同例がある。

(二) 会議の日時のみを議員に通知して招集し、議事日程を定めたが、会議を開くに至らな

かった例

第十九回国会 昭和二十九年六月四日の会議は、国会法第五十五条第二項の規定により会議の日時のみを議員に通知して招集され、当日の議事日程を定めたが、会議を開くに至らなかった。以後同例がある。

(三) 会議の日時のみを議員に通知して招集したが、議事日程を定めるに至らなかった例

第二十六回国会 昭和三十二年二月二十六日の会議は、国会法第五十五条第二項の規定により会議の日時のみを議員に通知して招集されたが、議事日程を定めるに至らなかった。以後同例がある。

参照 二二七号、二二二号、二二二号、二二七号

## 二三二 開議時刻に関する例

開議の時刻は、原則として午前十時であるが、議長が必要と認め、時刻を繰り下げて午前十一時、正午、午後一時、午後三時等とし、又はこれを繰り上げて午前九時、午前九時三十分、午前九時四十分又は午前九時五十分としたことがある。

また、予算その他の重要議案等審議のため、院議により又は議長が必要と認め、時刻を午前零時五分、午前零時十分、午前零時十五分、午前零時二十分、午前零時三十分、午前一時、午前一時三十分、午前三時、午前九時としたことがある。

## 二三三 議員は、電鈴により議場に入る

会議を開くときは、電鈴を鳴らし、議員は、南側入口から議場に入る。議席に着いた議員は、氏名標を立てる。

なお、開会の電鈴（本鈴―六十秒間連続電鈴する）に先立ち原則として五分前に予鈴（十秒間ずつ三回連続電鈴する）を鳴らす（第二十九回国会昭和三十三年六月二十四日議院運営委員会決定）。議員は、この予鈴によ

り議場に入ることができる（第九十四回国会昭和五十六年五月十九日議院運営委員会理事会決定）。

参照 一五号、四五九号

## 二三四 開議前の諸般の事項の報告は、省略するのを例とする

会議開始の時刻に至ったときは、議長は、議長席に着き、開会の宣告をする前に諸般の事項を報告する定めであるが、これらの事項は、参議院公報により各議員に報告されるので、開議前の諸般の報告は、省略するのを例とする。ただし、儀礼に関するものその他で議長が特に必要と認めたものは、参議院公報掲載のものであつても、議長から口頭報告することがある。

参照 三九一号、三九三号、五〇六号

## 第二款 休憩、延会及び散会

二三五 議長は、必要があると認めるときは、休憩を宣告することができる

議長は、必要があると認めるときは、いつでも休憩を宣告することができる。また、休憩の動議が可決されたときは、議長は、休憩を宣告する。

参照 二四一号、三六一号

二三六 議事日程に記載した案件の議事を終了した後、休憩した

### 例

議事日程に記載した案件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告するのを例とするが、委員会の議案審査の状況に応ずるため又は他の議事を開く必要があるため、休憩を宣告したことがある。この場合、その理由を告げ又は告げないことがある。その主な例は次のとおりである。



第一回国会 昭和二十二年七月七日の会議において、議長松平恒雄君は、「これにて議事日程は終了しましたが、会期の延期に関し議決をするため、この際、午後一時まで休憩いたします。」と告げた。

第六回国会 昭和二十四年十二月三日の会議において、副議長松嶋喜作君は、「これにて議事日程は全部議了いたしました。今日は会期の最終日でありますから、委員会の審査の経過を待つため、暫時休憩いたします。」と告げた。

第八回国会 昭和二十五年七月三十一日の会議において、議長佐藤尚武君は、「本日の議事日程は全部終了しましたが、委員会の審議状況に即応するため暫時休憩いたします。」と告げた。

第十回国会 昭和二十六年五月九日の会議において、副議長三木治朗君は、「これにて日程は議了いたしました。本日午後吉田内閣総理大臣から外交問題について発言を求められておりますので、午後二時まで休憩いたします。」と告げた。

第三十四回国会 昭和三十五年三月三十一日の会議において、議事日程に記載した案件の議事を終了した際、副議長平井太郎君は、「議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。」と告げた。

第五十一回国会 昭和四十一年一月十八日の会議において、議事日程に記載した案件（日程第一のみ）の議事を終了した際、議長重宗雄三君は、「これにて休憩いたします。」と告げた。

第九十五回国会 昭和五十六年十一月二十七日の会議において、議事日程に記載した案件の議事を終了した際、議長徳永正利君は、「委員会の審査状況に対応するため、これにて休憩いたします。」と告げた。

### 二三七 休憩後再び会議を開くに至らなかった例

議事の都合により会議を休憩したが、再開後の議事につき協議がまとまらないなどの事由により再び会議を開くに至らなかったことがある。その主な例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年五月十二日の会議は、午後六時二十二分に休憩したが、再開後の議事につき協議がまとまらなかったため、再び会議を開くに至らなかった。

第四十回国会 昭和三十七年三月三十一日の会議は、午後十時七分に休憩したが、緊急上程が見込まれた議案の委員会審査が終わらなかったため、再び会議を開くに至らなかった。

参照 二二七号、二二二号

二三八 議長は、必要と認めたときは議院に諮り、午後四時を過ぎたときは議院に諮らないで、延会を宣告することができる。

議事日程に記載した案件の議事は、その日の会議において議了するのを例とするが、議長は、必要と認めたときは議院に諮り、午後四時を過ぎたときは議院に諮らないで、議事日程の一部を残し又は議事日程の議事に入ることなく延会を宣告することができる。また、延会の動議が可決されたときは、議長は、延会を宣告する。

参照 二二五号、二二七号、二二三号、二四一号、三六一号

### 二三九 哀悼の意を表するため延会した例

第六回国会 昭和二十四年十一月十七日の会議は、同月十四日逝去した議長松平恒雄君の参議院葬執行当日につき哀悼の意を表するため、同君に対する弔詞贈呈の件の議事のみを行い、議事日程の議事に入らないで延会することに決した。

第十回国会 昭和二十六年三月十六日の会議は、同月十日逝去した衆議院議長幣原喜重郎君の衆議院葬執行当日につき哀悼の意を表するため、一部の議事を残して延会することに決した。

参照 五三六号、五三八号、五四二号

## 二四〇 会議中午後十二時に至ったときは、議長は、延会を宣告する

会議中午後十二時に至ったときは、委員長の報告中、議員の発言中、投票執行中その他議事の途中であつても、議長は、その旨を告げ延会を宣告する。

なお、会期終了日の会議中午後十二時に至ったときは、議長は散会を宣告する。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日（会期終了日）の会議において、審議中午後十二時に至ったため、予定案件の議事を残して議長松平恒雄君は、「本日はこれにて散会いたします。」と告げた。以後同例がある。

また、午後十二時が迫ったため、執行中の投票を中止し、延会したことがある。その例は次のとおり

である。

第二十四回国会 昭和三十一年五月二十九日の会議において、国務大臣河野一郎君戒告決議案（東隆君外二名発議）の委員会審査を省略し日程に追加して議題とすることにつき、記名投票による採決に入ったが、午後十二時が迫ったため、議長松野鶴平君は、「氏名点呼中止、本日は、時間の関係上、本案を議了することは困難と思われまますから、これにて延会いたします。」と告げた。

参照 五七号、二一五号、二一七号

#### 第四節 定足数

### 二四一 出席議員が定足数を欠くときは、議長は、休憩又は延会を宣告する

会議を開くに当たり、出席議員が定足数（法定議員数の三分の一）に達しないときは、会議を開くことができないので、議長は、延会を宣告する。また、会議中に退席者があつて、出席議員が定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

なお、議員の要求により出席議員の数を計算したことがある。その例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年七月七日の会議において、電源開発促進法案に対する古池信三君の討論が終わった際、三輪貞治君は、議長に出席議員数の計算を要求した。よつて議長佐藤尚武君は、直ちに議場の閉鎖を命じ、参事に議員の氏名を点呼させ（議員は、議席でこれに応答）、出席議員数を計算した。その結果、出席議員は九十五人であつたので、議長は、定足数がある旨を告げ議場の閉鎖を命じ、議事を継続した。

参照 一三〇号、二三五号、二三八号

## 第五節 議題及び議事日程の変更

### 第一款 議題

#### 二四二 会議の議題は議長が宣告する

会議の議題は議長が宣告する。

議長の議題宣告は、議事日程の順序による。ただし、議事日程の変更又は追加が議院の会議で議決されたときは、これによる。

また、請暇の件など議事日程に記載しない案件については議長が適当と認めた時機に議題とする。

参照 二〇六号、二一八号、二五一号

## 二四三 国務大臣の演説に関する件及び国務大臣の報告に関する 件を一括して議題とした例

国務大臣の演説に関する件及び国務大臣の報告に関する件を一括して議題としたことがある。その主な例は次のとおりである。

第三百三十一回国会 平成六年十月六日の会議において、議長原文兵衛君は、日程第一国務大臣の演説に関する件（第二日）及び日程第二国務大臣の報告に関する件（外務大臣の帰国報告）（第二日）を一括して議題とした。

第三百三十二回国会 平成七年一月二十四日の会議において、議長原文兵衛君は、日程第一国務大臣の演説に関する件（第二日）及び日程第二国務大臣の報告に関する件（平成七年兵庫県南部地震

災害に関する報告について）を一括して議題とした。

参照 三六五号、三六六号

## 二四四 国務大臣の演説に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例

国務大臣の演説に関する件及び国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明を一括して議題としたことがある。その例は次のとおりである。

第二十回国会 平成三年三月一日の会議において、議長土屋義彦君は、日程第一国務大臣の演説に関する件及び日程第二湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案（趣旨説明）を一括して議題とした。

第三十二回国会 平成七年二月二十四日の会議において、議長原文兵衛君は、日程第一国務大臣の演説に関する件に併せて、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（趣旨説明）を日程に追加し、両件を一括して議題とした。



第四百十二回国会 平成十年五月十三日の会議において、議長斎藤十朗君は、日程第一 国務大臣の演説に関する件に併せて、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）を日程に追加し、両件を一括して議題とした。

参照 二八八号、三六五号

## 二四五 国務大臣の報告に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例

国務大臣の報告に関する件及び国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明を一括して議題としたことがある。その主な例は次のとおりである。

第六十一回国会 昭和四十四年三月二十四日の会議において、議長重宗雄三君は、日程第二 国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度農業施策

について）及び日程第三農地法の一部を改正する法律案（趣旨説明）を一括して議題とした。

第七十二回国会 昭和四十九年三月二十二日の会議において、議長河野謙三君は、国務大臣の報告に関する件（昭和四十九年度地方財政計画について）並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）を日程に追加して一括して議題とした。

第九十八回国会 昭和五十八年四月二十七日の会議において、議長徳永正利君は、国務大臣の報告に関する件（昭和五十六年度決算の概要について）及び昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（趣旨説明）を日程に追加して一括して議題とした。

参照 二八八号、三六七号

## 二四六 委員会の審査を終わった案件で同一委員会に係るものは 一括して議題とする

委員会の審査を終わった案件で同一委員会に係るものは一括して議題とする。

参照 二〇六号、二五二号、三二六号、三三五号、四一六号

## 二四七 委員会の審査を終わった議案及び委員会提出の法律案で

### 同一の委員会に係るものは、一括して議題とする

委員会の審査を終わった議案及び委員会提出の法律案で同一の委員会に係るものがあるときは、これを一括して議題とし、委員長が委員長報告及び趣旨説明を順次行うのを例とする。その例は次のとおりである。

第二十三回国会 昭和三十年十二月十四日の会議において、日程第二公職選挙法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）及び日程第三公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を一括して議題とし、地方行政委員長松岡平市君が、日程第二については趣旨説明を、日程第三については委員長報告をした。

以後同例がある。

参照 二八二号

## 二四八 数個の委員会において審査を終わった関連のある議案を

### 一括して議題とした例

第十八回国会 昭和二十八年十二月八日の会議において、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（印刷事業）、同（日本専売公社）及び同（造幣事業）（いずれも大蔵委員会付託）、同（国有林野事業）（農林委員会付託）、同（アルコール専売事業）（通商産業委員会付託）、同（日本国有鉄道）（運輸委員会付託）、同（郵政事業）（郵政委員会付託）及び同（日本電信電話公社）（電気通信委員会付託）の八件を日程に追加して一括議題とし、大蔵委員長大矢半次郎君、農林委員長片柳眞吉君、通商産業委員長中川以良君、運輸委員長前田穰君、郵政委員長池田宇右衛門君、電気通信委員長左藤義詮君が順次報告した。

参照 三三八号

## 二四九 同一の発議者に係る数個の決議案を一括して議題とした

### 例

第七回国会 昭和二十五年三月十七日の会議において、竹下豊次君外二十二名発議に係る渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議案及び日本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者竹下豊次君が両案の趣旨説明を行った。

第九十一回国会 昭和五十五年三月十九日の会議において、中山太郎君外七名発議に係るアフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議案及び北方領土問題の解決促進に関する決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者中山太郎君が両案の趣旨説明を行った。

第百五十四回国会 平成十四年四月十二日の会議において、山崎正昭君外八名発議に係るパレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案及び日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者山崎正昭君が両案の趣旨説明を行った。

第百六十二回国会 平成十七年三月九日の会議において、溝手顕正君外六名発議に係る日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案及び京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者溝手顕正君が両案の趣旨説明を行った。

第百六十九回国会 平成二十年六月六日の会議において、西岡武夫君外六名発議に係る国民読書年に関する決議案及びアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者西岡武夫君が両案の趣旨説明を行った。

## 二五〇 関連のある数個の決議案で発議者の異なるものを一括し

### て議題とした例

第百三十二回国会 平成七年二月九日の会議において、陣内孝雄君外七名発議に係る兵庫県南部地震災害対策に関する決議案及び小川仁一君外十名発議に係る兵庫県南部地震災害に対する国際的支援

等に感謝する決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者陣内孝雄君、同小川仁一君が順次趣旨説明を行った。

## 第二款 議事日程の変更、追加及び削除

二五二 議事日程の順序を変更し又は新たな案件を日程に追加する  
るには、議院の議決を要する

議事日程に記載した案件の順序を変更しようとする場合、議事日程を終了した後新たな案件を追加しようとする場合又は議事日程に入る前若しくは議事日程の途中で新たな案件を追加しようとする場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。

参照 二〇六号、二四二号

## 二五二 日程記載の案件と同一委員会に係る日程追加の案件を議題とする場合の例

### 題とする場合の例

委員会の審査を終わつた案件を日程に追加する際、同一委員会に係る案件が日程に記載されている場合には、これと一括して議題とするのを例とする。ただし、一括して議題としなかつたことがある。その主な例は次のとおりである。

第九回国会 昭和二十五年十二月六日の会議において、芦屋国際文化住宅都市建設法案、松山国際観光温泉文化都市建設法案を日程に追加して議題としたが、同じく建設委員長報告に係る日程第三の松江国際文化観光都市建設法案と一括しなかつた。

第五十一回国会 昭和四十一年三月三十一日の会議において、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を日程に追加して議題としたが、同じく建設委員長報告に係る日程第八から第一〇までの都市開発資金の貸付けに関する法律案外二案と一括しなかつた。

第七十八回国会 昭和五十一年十一月四日の会議において、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を日程に追加して議題としたが、同じく通信委員長報告に係る日程第一の公衆電気通信法の一部を改正する法律



案と一括しなかった。

第八十五回国会 昭和五十三年十月二十日の会議において、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案を日程に追加して議題としたが、同じく商工委員長報告に係る日程第三の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案と一括しなかった。

第三百十一回国会 平成六年十一月二日の会議において、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を日程に追加して議題としたが、同じく内閣委員長報告に係る日程第一の行政改革委員会議設置法案と一括して議題としなかった。

### 二五三 役員 の 辞任 の 件、 議長 の 選挙 等 を 議事 日程 に 記載 する こと

となく議題とするときは、議事日程追加の手續をとらな  
いのを例とする

役員 の 辞任 の 件、 議長 の 選挙、 副議長 の 選挙、 常任 委員長 の 選挙、 事務 総長 の 選挙、 情報 監視 審査 会 委員 辞任 の 件、 情報 監視 審査 会 委員 の 選任、 会期 延長 の 件、 内閣 総理 大臣 の 指名、 国会 法 第三十九 条

ただし書の規定による議決に関する件、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名、政治資金適正化委員会委員の指名並びに国家公務員等の任命に関する件を議事日程に記載することなく議題とするときは、いずれも議事日程追加の手続をとらないのを例とする。

参照 二〇六号、二一八号

## 二五四 議事日程の一部を削除した例

議事日程に記載した案件と同一の案件を議決したため、議案等が撤回されたため、又は会期の件について議が調わなかったため議事日程の一部を削除したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 議事日程に記載した案件と同一の案件を議決したため、これを議事日程から削除した例

第二回国会 昭和二十三年二月四日の会議において、議事日程に入る前に、国立国会図書館法案（衆議院提出）及び国立国会図書館建築委員会法案（衆議院提出）を日程に追加し、これを可決した後、議長松平恒雄君は、日程第一国立国会図書館法案（羽仁五郎君外五名発議）（委員会審査省略要求）及び日程第二国立国会図書館建築委員会法案（羽仁五郎君外五名発議）（委員会審

查省略要求)を、さきに可決した衆議院提出の国立国会図書館法案外一案と同一案件と認め、これを議事日程から削除することを議院に諮り、削除することに決した。

(注) 議事日程から削除した両案は、同年二月三日委員会審査省略要求書を付して発議されたものであり、可決した衆議院提出の両案は、同月三日本院に予備審査のため送付され、同月四日提出され、本院図書館運営委員会において即日これを可決したものである。

(二) 議案等が撤回されたため、これを議事日程から削除した例

第十三回国会 昭和二十七年六月三十日の会議において、議事日程に入る前に、議長佐藤尚武君は、日程第一議長不信任決議案(菊川孝夫君外二十五名発議)(委員会審査省略要求)は発議者全員から撤回されたため、これを議事日程から削除する旨を告げた。

第五十回国会 昭和四十年十二月十三日の会議において、議事日程に入る前に、議長重宗雄三君は、日程第一裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件は西川甚二郎君から辞任願が撤回されたため、これを議事日程から削除する旨を告げた。

(三) 議事日程に記載した会期の件について議が調わなかったため、これを議事日程から削除した例

第一百七十八回国会 平成二十三年九月十三日の再開後の会議の冒頭において、議長西岡武夫君は、

日程第三会期の件は議が調わないため、これを取り上げないことを議院に諮り、議事日程から削除することに決した。

参照 一八号、一九号、二二号、一八八号

## 第六節 動議

### 二五五 動議の提出に関する例

一人の賛成者があれば成立する動議は、口頭によりこれを提出するのを例とするが、文書により提出することがある。

賛成者の数につき国会法又は本院規則に特に定めのある場合の動議は、文書によりこれを提出するのを例とする。

修正の動議、懲罰の動議及び委員会において審査中の案件につき中間報告を求める動議を除いて、動議は、通常、会議において提出することを要する。

参照 七五号、七九号、八六号、二五一号、二六二号、二六七号、二八五号、二九〇号、二

九一号、三二〇号、三二七号、四二五号、四二六号、四七六号、四八九号、四九三号

国 第五七条

第五七条の二

規 第九〇条

第九〇条の三

第九〇条の四

第九〇条の五

第九〇条の六

第九〇条の七

第九〇条の八

第九〇条の九

第九〇条の十

第九〇条の十一

第九〇条の十二

第九〇条の十三

第九〇条の十四

第九〇条の十五

第九〇条の十六

第九〇条の十七

第九〇条の十八

第九〇条の十九

第九〇条の二十

第九〇条の二十一

第九〇条の二十二

第九〇条の二十三

第九〇条の二十四

第九〇条の二十五

## 二五六 動議を文書により提出する場合の賛成者に関する例

議員が動議を文書により提出するときは、賛成者とともに連署してこれを議長に提出するが、賛成者が不在の動議又は賛成者が所定の数に達しない動議であっても提出者の数又は提出者及び賛成者の合計数が所定の賛成者の数を超えているものは、所定の賛成者があるものとして取り扱う。

参照 一四九号、一五〇号

規 第八八条

第八八条の二

第八八条の三

第八八条の四

第八八条の五

第八八条の六

第八八条の七

第八八条の八

第八八条の九

第八八条の十

第八八条の十一

第八八条の十二

第八八条の十三

第八八条の十四

第八八条の十五

第八八条の十六

第八八条の十七

第八八条の十八

第八八条の十九

第八八条の二十

第八八条の二十一

第八八条の二十二

第八八条の二十三

第八八条の二十四

第八八条の二十五

第八八条の二十六

第八八条の二十七

第八八条の二十八

第八八条の二十九

第八八条の三十

第八八条の三十一

第八八条の三十二

第八八条の三十三

第八八条の三十四

第八八条の三十五

第八八条の三十六

第八八条の三十七

第八八条の三十八

第八八条の三十九

第八八条の四十

第八八条の四十一

第八八条の四十二

第八八条の四十三

第八八条の四十四

第八八条の四十五

第八八条の四十六

第八八条の四十七

第八八条の四十八

第八八条の四十九

第八八条の五十

第八八条の五十一

第八八条の五十二

第八八条の五十三

第八八条の五十四

第八八条の五十五

第八八条の五十六

第八八条の五十七

第八八条の五十八

第八八条の五十九

第八八条の六十

第八八条の六十一

第八八条の六十二

第八八条の六十三

第八八条の六十四

第八八条の六十五

第八八条の六十六

第八八条の六十七

第八八条の六十八

第八八条の六十九

第八八条の七十

第八八条の七十一

第八八条の七十二

第八八条の七十三

第八八条の七十四

第八八条の七十五

第八八条の七十六

第八八条の七十七

第八八条の七十八

第八八条の七十九

第八八条の八十

第八八条の八十一

第八八条の八十二

第八八条の八十三

第八八条の八十四

第八八条の八十五

第八八条の八十六

第八八条の八十七

第八八条の八十八

第八八条の八十九

第八八条の九十

第八八条の九十一

第八八条の九十二

第八八条の九十三

第八八条の九十四

第八八条の九十五

第八八条の九十六

第八八条の九十七

第八八条の九十八

第八八条の九十九

第八八条の百

第八八条の百一

第八八条の百二

第八八条の百三

第八八条の百四

第八八条の百五

第八八条の百六

第八八条の百七

第八八条の百八

第八八条の百九

第八八条の百十

第八八条の百十一

第八八条の百十二

第八八条の百十三

第八八条の百十四

第八八条の百十五

第八八条の百十六

第八八条の百十七

第八八条の百十八

第八八条の百十九

第八八条の百二十

第八八条の百二十一

第八八条の百二十二

第八八条の百二十三

第八八条の百二十四

第八八条の百二十五

第八八条の百二十六

第八八条の百二十七

第八八条の百二十八

第八八条の百二十九

第八八条の百三十

第八八条の百三十一

第八八条の百三十二

第八八条の百三十三

第八八条の百三十四

第八八条の百三十五

第八八条の百三十六

第八八条の百三十七

第八八条の百三十八

第八八条の百三十九

第八八条の百四十

第八八条の百四十一

第八八条の百四十二

第八八条の百四十三

第八八条の百四十四

第八八条の百四十五

第八八条の百四十六

第八八条の百四十七

第八八条の百四十八

第八八条の百四十九

第八八条の百五十

第八八条の百五十一

第八八条の百五十二

第八八条の百五十三

第八八条の百五十四

第八八条の百五十五

第八八条の百五十六

第八八条の百五十七

第八八条の百五十八

第八八条の百五十九

第八八条の百六十

第八八条の百六十一

第八八条の百六十二

第八八条の百六十三

第八八条の百六十四

第八八条の百六十五

第八八条の百六十六

第八八条の百六十七

第八八条の百六十八

第八八条の百六十九

第八八条の百七十

第八八条の百七十一

第八八条の百七十二

第八八条の百七十三

第八八条の百七十四

第八八条の百七十五

第八八条の百七十六

第八八条の百七十七

第八八条の百七十八

第八八条の百七十九

第八八条の百八十

第八八条の百八十一

第八八条の百八十二

第八八条の百八十三

第八八条の百八十四

第八八条の百八十五

第八八条の百八十六

第八八条の百八十七

第八八条の百八十八

第八八条の百八十九

第八八条の百九十

第八八条の百九十一

第八八条の百九十二

第八八条の百九十三

第八八条の百九十四

第八八条の百九十五

第八八条の百九十六

第八八条の百九十七

第八八条の百九十八

第八八条の百九十九

第八八条の百

第八八条の百一

第八八条の百二

第八八条の百三

第八八条の百四

第八八条の百五

第八八条の百六

第八八条の百七

第八八条の百八

第八八条の百九

第八八条の百十

第八八条の百十一

第八八条の百十二

第八八条の百十三

第八八条の百十四

第八八条の百十五

第八八条の百十六

第八八条の百十七

第八八条の百十八

第八八条の百十九

第八八条の百二十

第八八条の百二十一

第八八条の百二十二

第八八条の百二十三

第八八条の百二十四

第八八条の百二十五

第八八条の百二十六

第八八条の百二十七

第八八条の百二十八

第八八条の百二十九

第八八条の百三十

第八八条の百三十一

第八八条の百三十二

第八八条の百三十三

第八八条の百三十四

第八八条の百三十五

第八八条の百三十六

第八八条の百三十七

第八八条の百三十八

第八八条の百三十九

第八八条の百四十

第八八条の百四十一

第八八条の百四十二

第八八条の百四十三

第八八条の百四十四

第八八条の百四十五

第八八条の百四十六

第八八条の百四十七

第八八条の百四十八

第八八条の百四十九

第八八条の百五十

第八八条の百五十一

第八八条の百五十二

第八八条の百五十三

第八八条の百五十四

第八八条の百五十五

第八八条の百五十六

第八八条の百五十七

第八八条の百五十八

第八八条の百五十九

第八八条の百六十

第八八条の百六十一

第八八条の百六十二

第八八条の百六十三

第八八条の百六十四

第八八条の百六十五

第八八条の百六十六

第八八条の百六十七

第八八条の百六十八

第八八条の百六十九

第八八条の百七十

第八八条の百七十一

第八八条の百七十二

第八八条の百七十三

第八八条の百七十四

第八八条の百七十五

第八八条の百七十六

第八八条の百七十七

第八八条の百七十八

第八八条の百七十九

第八八条の百八十

第八八条の百八十一

第八八条の百八十二

第八八条の百八十三

第八八条の百八十四

第八八条の百八十五

第八八条の百八十六

第八八条の百八十七

第八八条の百八十八

第八八条の百八十九

第八八条の百九十

## 第七節 発言

規 第九一条  
第九三条  
第二三条

### 二五八 発言の通告は、文書によるのを例とする

議員が会議において発言しようとするときは、やむを得ない場合を除き、開議前に氏名、件名、発言の種類、発言時間等の事項を記入した文書により、所属会派を通じて（会派に属しない議員は本人から）事務局に通告するのを例とする。

参照 二七〇号、三〇九号、三一〇号、三二一号、三三二号、三六四号、三八七号

国 第五條の二  
規 第六一条  
第九四條

### 二五九 質疑又は討論の発言者数、発言の順序及び発言時間は、

#### 議院運営委員会において協定する

質疑又は討論の発言者数、発言の順序及び発言時間は、議院運営委員会において、各会派の所属議員数を考慮してこれを協定する。

会議においては、議長は、この協定に基づいて順次発言を許可するが、協定時間については、これを

宣告しないのを例とする。

(一) 質疑の場合

(1) 国務大臣の演説に対する質疑

発言者の数は、一会派一人乃至三人とし、発言の順序はおおむね大会派順とするのを例とする。ただし、最大会派が与党であるときは、最初の質疑者を野党の最大会派所属議員とする例が多い。質疑時間は、従来の場合によれば、一人おおむね十分乃至四十分である。

(注) 第九十一回国会昭和五十五年一月二十四日の議院運営委員会理事会上において、常会における国務大臣の演説に対する質疑は、所属議員五名以上の会派に割り当てる旨の決定があつた。

(2) 国務大臣の報告に対する質疑

発言者の数は、一会派一人とし、発言の順序は大会派順とするのを例とする。質疑時間は、従来の場合によれば、一人おおむね十分乃至十五分である。

(注) 第百五十九回国会平成十六年二月二十六日の議院運営委員会理事会上において、決算の概要報告に対する質疑は、常会における国務大臣の演説に対する質疑に倣い、所属議員五名以上の会派に割り当てる旨の決定があつた。

(3) 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に対する質疑

発言者の数は、一会派一人とし、発言の順序は大会派順とするのを例とする。

質疑時間は、従来の例によれば、一人おおむね十分乃至十五分である。

(4) その他に対する質疑

質疑通告者があるときは、その都度協定するが、発言者の数は、一会派一人とし、発言の順序は大会派順とするのを例とする。

質疑時間は、従来の例によれば、一人おおむね十分乃至十五分である。

(二) 討論の場合

討論通告者があるときは、その都度協定するが、発言者の数は、一会派一人とし、反対、賛成それぞれについての発言の順序は、大会派順とするのを例とする。なお、同一会派の議員がそれぞれ反対、賛成の討論をしたことがある。

討論時間は、従来の例によれば、一人おおむね十分であるが、総予算その他重要案件について各会派が討論を行うときは、一人おおむね十分乃至二十分である。

参照 一一四号、二二六号、三一一号、三一五号、三三三号、三八九号



## 二六〇 発言の順序につき議院運営委員会において協定できなかつたときは、議長がこれを決定する

発言の順序につき議院運営委員会において協定できなかつたときは、議長が、先例その他諸般の事情を考慮の上、これを決定する。

参照 二二六号

## 二六一 議長の発言時間制限に関する例

議長は、質疑、討論その他の発言につき必要があると認めたときは、あらかじめ議院の議決があつた場合を除き、時間を制限することができる。ただし、議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、討論を用いしないで議院に諮りこれを決する。議長の発言時間制限についての主な例は、次のとおりである。

(一) 議長の宣告により、発言時間を制限した例

第五回国会 昭和二十四年五月三十一日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、板野勝次君、

カニエ邦彦君の懲罰事犯に関する審査を閉会中も継続するの件に対する討論に入る際、副議長松嶋喜作君は、その発言時間を一人十分とする旨を宣告した。

第十九回国会 昭和二十九年五月八日の会議において、会期延長の件に対する討論に入る際、議長河井彌八君は、その発言時間を一人十分以内とする旨を宣告した。

(二) 議長の発言時間制限に対し、異議の申立てがあつたため、これを議院に諮つた例

第五回国会 昭和二十四年五月二十四日の会議において、議員板谷順助君を懲罰に付するの動議の趣旨説明に入る際、議長松平恒雄君は、その発言時間を十分間とする旨を宣告した。この時間制限に対し出席議員の五分の一以上から異議の申立てがあつたので、議長は、記名投票により採決したところ、議長の宣告どおり発言時間を制限することに決した。

第十三回国会 昭和二十七年六月二十七日の会議において、国会法の一部を改正する法律案に対する質疑に入る際、議長佐藤尚武君は、その発言時間を一人二十分以内とする旨を宣告した。この時間制限に対し出席議員の五分の一以上から異議の申立てがあつたので、議長は、記名投票により採決したところ、議長の宣告どおり発言時間を制限することに決した。

## 二六二 議員の動議により発言時間を制限した例

発言時間は、議院の議決により制限することができるが、この場合の議院の議決は、議員の動議による。その主な例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年六月二十七日の会議において、国会法の一部を改正する法律案に対する討論に入る際、草葉隆圓君提出の「討論の発言時間は一人十分以内に制限することの動議」を記名投票により採決し、これを可決した。

第二十九回国会 昭和三十三年七月三日の会議において、国会法第五十六条の三第二項の規定により議院の会議において審議することに決した市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とした際、齋藤昇君外一名提出の「本案の議事における発言時間は、質疑については一人二十五分、討論その他については一人十五分に制限することの動議」を記名投票により採決し、これを可決した。

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十二日の会議において、議長不信任決議案を議題とした際、田中茂穂君提出の「本案の議事における趣旨説明、質疑、討論その他の発言時間は、一人十分に制限することの動議」を記名投票により採決し、これを可決した。

二六三 制限時間又は協定時間を超えて発言したときは、議長は、  
発言の禁止を命じ、又は降壇を命ずる

発言時間の経過は、演壇備付けの発言時間表示装置によって知らせる。制限時間又は協定時間を超えて発言したときは、議長は、演壇備付けの赤ランプの点滅及びブザーにより発言者に注意を促し、次いで、口頭で時間を超過している旨注意した上で、更に発言を続けるときは、発言の禁止を命じ、又は降壇を命ずる。その主な例は次のとおりである。

(一) 制限時間を超えた場合の例

第十三回国会 昭和二十七年七月一日の会議において、副議長三木治朗君は、議長不信任決議案の  
発議者原虎一君の趣旨説明が制限時間を超えたため、再三注意した後、同君の発言の禁止を命じた。

第四十三回国会 昭和三十八年六月二十九日の会議において、議長重宗雄三君は、社会労働委員会  
において審査中の職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案について速やかに社会

労働委員長の中間報告を求めることの動議に対する藤田進君の質疑が制限時間を超えたため、再三注意した後、同君の降壇を命じた。

(二) 協定時間を超えた場合の例

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日の会議において、議長松平恒雄君は、国家公務員法の一部を改正する法律案に対する木下源吾君の討論が協定時間を超えたため、再三注意した後、同君の降壇を命じた。次いで板野勝次君の討論が協定時間を超えたため、再三注意した後、同君の降壇を命じた。

第十七回国会 昭和二十八年十月三十日の会議において、議長河井彌八君は、国務大臣の演説に対する永井純一郎君の質疑が協定時間を超えたため、再三注意した後、同君の発言の禁止を命じた。

参照 四五一号

## 二六四 時間制限のため発言を終わらなかった部分を会議録に掲載した例

第一回国会 昭和二十二年七月三日の会議において、岩木哲夫君は、国務大臣の演説に対する質疑を

したが、その発言中に協定時間に達し議長松平恒雄君から注意を受けたため、発言の全部を終わらないで降壇した。散会后、同君から質疑を終わらなかつた部分を会議録に掲載することを議長に申し出たので、議長は、同君の発言を終わらなかつた部分を会議録（同月八日付）に掲載した。

（注）第一回国会昭和二十二年七月七日の議院運営委員会において、発言時間の制限のため発言を終わらなかつた議員が、残つた発言内容を会議録に掲載することを求めたときは、各会派の申合せによる時間を勘案して議長が常識的に処理する旨の決定があつた。

#### 参照 三九一号

### 二六五 議員が発言を許可された際、これを放棄した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十七日の会議において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の討論の際、副議長松嶋喜作君は、大野幸一君に討論の発言を許可したところ、同君は、「自席から発言をお許し下さい。本議員は都合により討論をすることを放棄いたします。」と述べたので、議長は、次の討論通告者の発言を許可した。

#### 参照 二五八号

## 二六六 発言を棄権したものと議長が認めた例

発言を通告した議員が在席せず、又は発言を許可された際、登壇しないときは、議長は、発言を棄権したものと認める。発言を棄権したものと議長が認めた例は、次のとおりである。

第五十回国会 昭和四十年十一月十九日の会議において、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件外三件（趣旨説明）の質疑の際、議長重宗雄三君は、「藤田進君から質疑の通告に接しておりますが、在席しておりませんので、棄権したものと認めます。」と告げ、質疑を終了した。

第五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の討論の際、仮議長竹山裕君は、「大江康弘君は在席しておりませんので、棄権したものと認めます。」と告げ、次の討論通告者の発言を許可した。

第六十六回国会 平成十九年六月三十日の会議において、中間報告があつた国家公務員法等の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議を議題とした後、議長扇千景君は、「浅尾慶一郎君から討論の通告がありますが、在席しておりませんので、放棄したものとみなします。」と告げ、本動議の採決を行った。

第百八十五回国会 平成二十五年十二月六日の会議において、特定秘密の保護に関する法律案の討論の際、議長山崎正昭君は、討論の通告があつた大野元裕君について、「大野君は在席しておりませんので、議長は同君が発言を棄権したものと認めます。」と告げ、次の討論通告者の発言を許可した。

なお、次のような例がある。

第十三回国会 昭和二十七年二月十八日の会議において、財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の討論の際、議長佐藤尚武君は、兼岩傳一君に討論の発言を許可したが、同君は登壇しなかつたので、議長は、「御登壇にならなければ発言を放棄されたものと認めますが、よろしうございますか。」と告げたところ、同君は登壇し討論した。

参照 二五八号、二八二号

## 二六七 自席からの発言に関する例

議員は、演壇において発言することを要するが、議事進行に関する発言、答弁漏れの指摘、動議の提出及びこれに対する賛成等発言が極めて簡単な場合、その他特に議長が許可したときは、自席から発



言することができる。ただし、議長は、いつでも自席で発言している者に対し演壇で発言することを求めることができる。

参照 二七九号

二六八 議長は、議員の発言が議題の外にわたり又はその範囲を  
超えると認めるときは、これを制止する

議長は、議員の発言が議題の外にわたり又はその範囲を超えると認めるときは、注意を与えこれを制止し、命に従わないときは発言を禁止する。その主な例は次のとおりである。

(一) 発言が議題の外にわたった場合の例

第十三回国会 昭和二十七年七月一日の会議において、破壊活動防止法案外二案に対する兼岩傳一君の質疑につき、副議長三木治朗君は、議題を逸脱したことについて注意した。

(二) 発言の範囲を超えた場合の例

第一回国会 昭和二十二年十一月五日の会議において、片山内閣総理大臣から平野農林大臣の罷免に関する問題について報告があった際、遠山丙市君は議事進行に関して発言し、その中で報告に

対し質疑する旨を述べたので、議長松平恒雄君は、議事進行の範囲を超えないようにされたいと注意したが、同君は質疑にわたる発言をしたため、議長は、発言の中止を命じた。

第五回国会 昭和二十四年五月三十日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、岩間正男君、原虎一君、板野勝次君、細川嘉六君、中村正雄君、カニエ邦彦君、天田勝正君を懲罰に付するの動議の議事の際行われた板野勝次君、中西功君及び細川嘉六君の一身上の弁明につき、議長松平恒雄君は、その範囲を超えたことについてそれぞれ注意した。

参照 二九七号、四五一号

## 二六九 引証のためにする文書の朗読について議長が注意した例

引証又は報告のためにする簡単な文書は、会議において朗読することを許されるが、文書の朗読が長かったため、議長が注意したことがある。その例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年三月八日の会議において、浅岡信夫君は、徳田書記長のソ連に対する要請に関する緊急質問の発言の中で、連合国対日理事会におけるシーボルド議長長の声明書の一部を引用朗読したが、その引用が長かったため、議長佐藤尚武君は、「浅岡君、文書の引用の朗読は

簡単に願います。」と注意した。

参 照 四 五 一 号

## 二七〇 議事進行の発言に関する例

議事進行の発言は、議事進行上の問題について議長に対し質疑、注意又は希望を述べるものであり、発言しようとする議員は、あらかじめその要旨を参事に通告することを要する。発言の通告があつたときは、議長は、適当の時機にこれを許可する。ただし、議長は、通告に基づいて適当な措置をとることにより、発言を許可しないことがある。

あらかじめ通告するいとまのない場合には、議員は自席から発言の許可を求めることができる。自席から発言の許可を求められたときは、議長は、発言の趣旨を確かめた上、直ちに処置する必要があると認められるものについては、直ちに発言を許可するが、その必要がないと認め、適当の時機に許可する旨を告げたことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十五日の会議において、副議長松嶋喜作君は、議長不信任決議案の趣旨説明の発言時間を十分以内に制限する旨を宣告した際、中村正雄君から議事進行について

発言の許可を求められたが、「中村正雄君より議事進行の御要求がありましたけれども、規則第百二十三条第二項により、議長において適当なときにお許しいたしますから、暫らくお待ち願います。」と告げ、議事を進めた。

その他同例がある。

参照 二五八号、二六七号

## 二七一 一身上の弁明に関する例

議員から懲罰以外の問題について一身上の弁明のため発言を求められた場合、議長が必要と認めたときは、これを許可する。ただし、議院に諮って許可したことがある。

懲罰以外の問題について一身上の弁明をした主な例は、次のとおりである。

(一) 議長が必要と認め許可した例

第十六回国会 昭和二十八年八月四日の会議において、「労働委員長から中間報告があつた電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を本会議において審議することの動議」に対する質疑の際、労働委員長栗山良夫君から、動議提出者小林英三君の答弁に関連して

一身上の弁明を求めたので、議長河井彌八君は、同君の弁明を許可した。

第十九回国会 昭和二十九年三月十九日の会議において、山下義信君から前日の防衛庁設置法案及び自衛隊法案（趣旨説明）についての質疑に対する緒方国務大臣の答弁に関連して一身上の弁明を求めたので、議長河井彌八君は、同君の弁明を許可した。

第二十九回国会 昭和三十三年六月十八日の会議において、国務大臣の演説に対する質疑の際、竹中勝男君から、橋本厚生大臣の答弁に関連して一身上の弁明を求めたので、議長松野鶴平君は、同君の弁明を許可した。

第三十一回国会 昭和三十四年一月二十九日の会議において、佐多忠隆君から、前日、国務大臣の演説に対する同君の質疑に行われた田中茂穂君の議事進行の発言に関連して一身上の弁明を求めたので、議長松野鶴平君は、同君の弁明を許可した。

(二) 議院に諮って許可した例

第七回国会 昭和二十四年十二月五日の会議において、吉田民主自由党総裁及び増田内閣官房長官の談話に関する緊急質問に対する関係国務大臣からの答弁が終わった際、楠見義男君から、増田内閣官房長官の答弁に関連し農林委員長として一身上の弁明を求めたので、議長佐藤尚武君は、議院に諮り、同君の弁明を許可した。

なお、議長が一身上の弁明の許可について議院に諮ったところ、否決されたことがある。その例は次のとおりである。

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、「労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、同委員会委員長をして、次会の本会議の劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とすることの動議」に対する討論が終わった際、労働委員長栗山良夫君から一身上の弁明を求めたので、議長河井彌八君は、発言の許可について議院に諮ったところ、否決された。

参照 四七九号

## 第八節 発言の取消し及び訂正

二七二 議員の発言中に不穏当な言辞があるときは、議長は、その取消しを命ずる

会議における議員の発言中に不穏当な言辞があると認めるときは、議長は、その取消しを促し、又は

促すことなくその取消しを命ずる。議長が取消しを命じた発言は、提供及び頒布する会議録に掲載しない。

不穏当な言辞があると思われるときは、議長は、速記録を調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞があつたときは、取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しない。議員の発言中の不穏当な言辞の取消しに関する主な例は、次のとおりである。

(一) 議長が発言の取消しを促した上、措置する旨を告げた例

第十回国会 昭和二十六年六月四日の会議において、北海道開発法の一部を改正する法律案に対する討論通告者の発言が終わった際、議長佐藤尚武君は、「先ほどの千葉君の発言中に不穏当な点がありました。千葉君において取消されたいと存じます。」と告げたのに対し、千葉信君は、「議長において不穏当とお認めでございましたならば、議場の品位保持のために取消すことに異議ございません。」と述べたので、議長は、「然らば議長において適当に措置を講ずることにいたします。」と告げ、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

(二) 議長が発言の取消しを促した後、取消しを命じた例

第十三回国会 昭和二十七年七月三日の会議において、破壊活動防止法案外二案に対する片岡文重君の討論が終わった際、議長佐藤尚武君は、「只今の片岡君発言中国会法第百十九条に反する点

があると存じますが、片岡君の取消しを希望いたします。……片岡君において取消しをなされないならば、議長は取消しを命じます。」と宣告した。

(三) 議長が発言の取消しを促すことなく取消しを命じた例

第十三回国会 昭和二十七年五月六日の会議において、メーデー当日の騒擾事件に関する木村法務総裁の報告に対する兼岩傳一君の質疑が終わった際、議長佐藤尚武君は、「先ほど兼岩傳一君の質疑の中に——という御発言がありました、右は議院の品位を傷けたものと認めますから、国会法第百十六条によつて発言の取消を命じます。」と宣告した。

(四) 議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採つた例

第九回国会 昭和二十五年十二月九日の会議において、昭和二十五年度一般会計予算補正(第一号)外二案に対する討論が終わった際、議長佐藤尚武君は、「先程の岩間正男君の発言中、不穏当な言辞があつたように思われますので、議長は速記録を調べた上、適当に処置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかつた。

第百十四回国会 平成元年六月九日の会議において、国務大臣の演説に関する件の議事が終わった



際、議長土屋義彦君は、「午前の会議における内藤功君の発言につきましては、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

- (五) 他の議員の指摘により、議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採った例

第十三回国会 昭和二十七年七月十一日の会議において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二案に対する岩間正男君の討論が終わった際、相馬助治君は、議事進行に関して発言し、岩間君の発言中に不穏当な言辞があるようであるから議長において速記録を調査の上措置されたい旨を述べたので、副議長三木治朗君は、「速記録を調べました上、適当な処置を講じたいと思います。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

- (六) 発言した議員の申出により、議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採った例

第十二回国会 昭和二十六年十一月二十八日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案に対する討論通告者の発言が全部終わった際、木下源吾君は、自席

から「私は先ほど演説をやっておる間に、不穩当だと思われるような言辞があつたかと思ひますので、議長で然るべく御処置を願ひます。」と述べたので、議長佐藤尚武君は、「了承いたしました。それでは議長は速記録を見た上で適当に処置いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、不穩当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかつた。

参照 二七四号、二七六号、三七七号、三九九号、四五一号

## 二七三 発言者が他の議員から発言の取消しを求められ、又は自

### 己の発言につき誤りを認め、これを取り消した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十八日の会議において、議員金子洋文君外八名を懲罰に付するの動議の草葉隆圓君の趣旨説明が終わつた際、中村正雄君は、議事進行に関して発言し、草葉君の趣旨説明の中に社会党及び共産党を誹謗する言辞があるので、同君の取消しを要求する旨を述べたところ、草葉隆圓君は、「只今の中村君の御発言に對しまして、共産党並びに社会党という言葉を取ります。これを取消します。」と発言した。

第十九回国会 昭和二十九年五月三十日の会議において、三輪貞治君は、日程第二疏安工業合理化及

び硫安輸出調整臨時措置法案に対する討論に際し、同案の委員長報告中、加藤正人君が委員会では件を付けて賛成したというのは誤りであり、明らかに反対の討論をしているので訂正しておく旨を述べたが、その後、日程第六の議案の採決が終わった際、三輪貞治君は、「私の先ほどの討論中、委員長への報告内容につき申述べました加藤君の表決態度に関する件は、私の勘違いでありましたので、ここにこれを取消します。」と発言した。

(注) 発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、議長が不穏当な言辞と認めその取消しを命じない限り、会議録はそのままとする。

参照 二七五号

## 二七四 議長が衆議院議員の不穏当な言辞の取消しを命じた例

第三十三回国会 昭和三十四年十二月二十五日の会議において、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案について発議者衆議院議員佐々木盛雄君の趣旨説明が終わった際、議長松野鶴平君は、「ただいまの提案理由の説明について調査いたしました結果、議長は———という用語の取り消しを命じます。」と宣告した。佐々木盛雄君は、その後占部秀男君の質疑に対する答弁の際、

「本院はもとより議長の権限のもとにおいて行なわれておるところでありますから、議長の御指定通り、私は取り消すにやぶさかではございません。」と発言した。なお、議長は、取消しを命じた不穏当な言辞を会議録に掲載しなかった。

参照 二七二号、三七七号、三九九号、四五一号

## 二七五 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げ、 調査の結果、発言の訂正が行われた例

第三十一回国会 昭和三十四年一月二十八日の会議において、國務大臣の演説に関する件の佐多忠隆君の質疑に対する答弁が終わった際、田中茂穂君は、議事進行に関して発言し、佐多君の発言中に不穏当とおぼしき個所があったと思うから、後刻議長において調査の上処置されたい旨を述べたので、議長松野鶴平君は、「ただいま田中君より、佐多君の発言中、不穏当の個所があったやの御指摘がありました。議長は速記録を調査した上善処いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

第九十六回国会 昭和五十七年七月三十日の会議において、議長不信任決議案に対する山田勇君の討

論が終わった際、副議長秋山長造君は、「山田君の発言中、不穏当な言辞があれば、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

その他同例がある。

参照 三七六号、三九六号

## 二七六 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げた が、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うに至らな かった例

第二十二回国会 昭和三十年六月三日の会議において、国防会議の構成等に関する法律案（趣旨説明）の松本治一郎君の質疑に対する答弁が終わった際、植竹春彦君は、議事進行に関して発言し、松本君の発言中に不穏当な言辞があったと思われるので、議長において調査の上善処されたい旨を述べた。議長河井彌八君は、「速記録を調査いたしました上で、適当な措置をとります。議長におまかせを願います。」と告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うことなくそのままこ

れを会議録に掲載した。

第二十四回国会 昭和三十一年三月五日の会議において、鳩山内閣総理大臣戒告決議案に対する寺本広作君の討論が終わった際、議長河井彌八君は、「不穏当な点がありますならば、議長は速記録を調べまして、そうしてこれを適当に措置いたします。」と告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うことなくそのままこれを会議録に掲載した。

その他同例がある。

参照 二七二号、三七八号

## 第九節 委員会の審査省略

### 二七七 委員会審査省略の決定手続に関する例

発議者又は提出者が発議又は提出した議案について委員会の審査省略を要求しようとするときは、その議案の発議、提出又は送付と同時に、文書でその旨を議長に申し出ることを要する。

委員会審査省略要求書が提出されたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会に諮っ

た後、議院の会議に付し、委員会の審査を省略することに決したときは、直ちにその議案を議題とするのを例とする。

参照 一七六号、二二一号、二二二号、二八二号、四四三号

## 二七八 衆議院提出法律案又は内閣提出議案について委員会の審査を省略した例

衆議院提出法律案又は内閣提出議案について委員会の審査を省略した例は、次のとおりである。

### (一) 衆議院提出法律案

第三回国会 昭和二十三年十月十一日 国会法の一部を改正する法律案

第五回国会 昭和二十四年五月十一日 広島平和記念都市建設法案及び長崎国際文化都市建設法案

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日 国会法の一部を改正する法律案

### (二) 内閣提出議案

第二回国会 昭和二十三年二月二十六日 昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律案（衆議院送付）

同 昭和二十三年三月四日 警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（衆議院

送付）

同 昭和二十三年三月三十一日 臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案（衆議院

送付）

第四回国会 昭和二十三年十二月十三日 未復員者給与法の一部を改正する法律案

第十三回国会 昭和二十七年七月二十八日 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、名古屋

通商産業局公益事業富山支局設置に関し承認を求めるの件

第十九回国会 昭和二十八年十二月二十四日 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の

協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三十二回国会 昭和三十四年七月三日 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案及び裁判

所職員定員法の一部を改正する法律案（いずれも衆議院送付）

第七十二回国会 昭和四十九年五月十五日 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基つ

き、国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）外十四件（いずれも衆議院送付）

第七十五回国会 昭和五十年六月二十五日 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基つ

き、国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）外八件（いずれも衆議院送付）



第八十回国会 昭和五十二年六月七日 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、  
国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）外四件（いずれも衆議院送付）

## 二七九 決議案は、委員会審査省略要求書を付して発議するのを 例とする

決議案は、委員会審査省略要求書を付して発議するのを例とする。ただし、委員会審査省略要求書を付さないで発議されたことがある。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月三十日 経済統制調査特別委員会設置に関する決議案（中川以良君  
外五名発議）

第三回国会 昭和二十三年十一月十二日 親米感謝決議案（小川友三君外二名発議）

第五回国会 昭和二十四年五月十八日 国有鉄道の無賃乗車証廃止に関する決議案（門屋盛一君外  
一名発議）

第六十六回国会 昭和四十六年七月十四日 議員黒住忠行君の議員辞職勧告に関する決議案（矢山  
有作君外四名発議）

二八〇 議員発議案の委員会審査を省略すべきでない旨、議院運営委員会において決定したときは、発議者は、委員会審査省略要求書を撤回するのを例とする

議員発議案の委員会審査を省略することにつき、議院運営委員会において、委員会の審査を省略すべきでない旨の決定があったときは、発議者は、委員会審査省略要求書を撤回するのを例とする。

なお、撤回しなかった場合に、これを議院の会議に諮ったことがある。その例は次のとおりである。

第十一回国会 昭和二十六年八月十八日（会期終了日）委員会審査省略要求書を付して提出された領

土権確保要望に関する決議案（曾衞益君外五十六名発議）及び在外同胞引揚促進に関する決議案

（内村清次君外五十六名発議）は、同日の議院運営委員会において委員会審査を省略すべきでない旨の決定があったが、委員会審査省略要求書は撤回されなかったため、同日の会議にこれを諮

り両案の委員会審査は省略しないことに決した（両案は、委員会未付託のまま審議未了となった）。

また、撤回されないうまま、議院の会議に諮るに至らなかったことがある。その例は次のとおりである。

第七十三回国会 昭和四十九年七月二十九日委員会審査省略要求書を付して提出された田中内閣総理大臣の所信表明演説を求める決議案（松永忠二君発議）は、同月三十日の議院運営委員会において委員会審査を省略すべきでない旨の決定があつたが、委員会審査省略要求書は撤回されないまま、議院の会議に諮るに至らなかつた。以後同例がある。

## 二八一 予備審査のための議案には、委員会審査省略要求書を付 することができない

予備審査のための議案には、委員会審査省略要求書を付することができない。

予備審査のための議案に付された委員会審査省略要求書につき、議院運営委員会において法的に疑義があるとの決定があつたため、委員会審査省略要求書が撤回されたことがある。その例は次のとおりである。

第二十五回国会 昭和三十一年十一月十二日内閣から、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律附則第二項の規定により、同法を存続させるについて、国会の議決を求

めるの件が本院に予備審査のため送付され、同時に同件の委員会審査省略要求書が提出された。同月十五日の議院運営委員会において、同要求書の取扱いについて協議し、予備審査のため本院に送付された議案に委員会審査省略要求書が付されていることは、法的に疑義があるのでこの要求は撤回することが望ましいとの結論に達した。翌十六日内閣総理大臣から委員会審査省略要求書を取り下げる旨の文書が議長に提出されたので、議長は、これを委員会審査省略要求書の撤回として取り扱った。

## 第十節 趣旨説明

二八二 委員会提出法律案、調査会提出法律案又は委員会審査省略に決した議案を議題としたときは、まずその趣旨説明を聴取する

委員会提出法律案、調査会提出法律案又は委員会審査を省略することに決した議案が議題となったときは、まずその発議者又は提出者から趣旨説明を聴取する。ただし、委員会審査を省略した議案につ

き、趣旨説明を聴取することなく、採決したことがある。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十月十一日 国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五回国会 昭和二十四年五月十一日 広島平和記念都市建設法案及び長崎国際文化都市建設法案

（いずれも衆議院提出）

第百五十九回国会 平成十六年六月五日 議長不信任決議案（藁科満治君外十二名発議） 外一案

参照 二四七号、二六六号、二七七号、三六八号、四三九号

## 二八三 議案について委員長の報告があつた後、提出者が趣旨の

### 弁明をした例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日の会議において、刑法の一部を改正する法律案につき、司法委員長伊藤修君から報告があつた後、鈴木司法大臣は同法案の趣旨の弁明をし、次いで採決した。

第十三回国会 昭和二十七年七月三十一日の会議において、警察法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員長西郷吉之助君から報告があり、討論通告者の発言が終わつた際、木村法務総裁は同法案の趣旨の弁明をし、次いで採決した。

参照 二七〇号

(規 第〇七条)

## 二八四 議案以外の案件については趣旨説明を行わないのを例とする

国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件、国家公務員等の任命に関する件等、議案以外の案件については趣旨説明を行わないのを例とする。

参照 四九一号、四九二号

## 二八五 修正の動議及び懲罰の動議を除き、動議は趣旨説明を行わないのを例とする

修正の動議及び懲罰の動議を除き、動議は趣旨説明を行わないのを例とする。

参照 二五七号、三二八号

## 第十一節 国会法第五十六条の二の規定による議案の

### 趣旨説明

#### 二八六 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明は、

#### その議案を委員会に付託する前に聴取するのを例とする

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明は、その議案が発議又は提出されたものであると予備審査のため送付されたものであるとを問わず、委員会に付託する前に発議者又は提出者からこれを聴取するのを例とする。ただし、委員会付託後に趣旨説明を聴取したことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月十一日内閣から予備審査のため送付された行政機関職員定員法案は、翌十二日内閣委員会に付託されたが、同月十三日の議院運営委員会の決定に基づき、同日の会議において、本多國務大臣から同案の趣旨説明を聴取した（質疑は行わなかった）。

第二十五回国会 昭和三十一年十一月十二日内閣から予備審査のため送付された日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の批准について承認を求めるの件外三件は、翌十三日外務委員会に付託されたが、同月十六日の議院運営委員会の決定に基づき、同日の会議において、重光外務大臣から四件の趣旨説明を聴取した（質疑は行わなかった）。

参照 一七七号、二一〇号、三一四号、三六八号、三六九号、四三八号

## 二八七 衆議院から修正の上送付された議案について国会法第五

### 十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した例

衆議院から修正の上送付された議案について国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した主な例は、次のとおりである。

(一) 議案の内容にわたる修正があった場合

第六十八回国会 昭和四十七年五月二十五日衆議院から修正の上本院に送付された健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案は、翌二十六日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により斎藤厚生大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（施行



期日及び議案の内容にわたるもの) についての説明は齋藤厚生大臣が行った。

第七十五回国会 昭和五十年六月五日衆議院から修正の上本院に送付された公職選挙法の一部を改正する法律案は、同月九日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により福田自治大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分(議案の内容にわたるもの) についての説明は福田自治大臣が行った。

(二) 施行期日、法律番号及び条名等についてのみ修正された場合

第五十一回国会 昭和四十一年二月二十二日衆議院から修正の上本院に送付された国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案は、翌二十三日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により中村運輸大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分(施行期日) についての説明はなかった。

第七十八回国会 昭和五十一年十月十二日衆議院から修正の上本院に送付された公衆電気通信法の一部を改正する法律案(第七十七回国会内閣提出) は、翌十三日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により福田郵政大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分(施行期日) についての説明は福田郵政大臣が行った。

第九十一回国会 昭和五十五年二月七日衆議院から修正の上本院に送付された日本専売公社法等の

一部を改正する法律案（第九十回国会内閣提出）は、同月十四日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（法律番号）についての説明はなかった。

第百三回国会 昭和六十年十二月三日衆議院から修正の上本院に送付された国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出）及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出）は、翌四日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について竹下大蔵大臣から、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について古屋自治大臣から順次趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（条名等）についての説明は、竹下大蔵大臣及び古屋自治大臣がそれぞれ行った。

同 昭和六十年十二月六日衆議院から修正の上本院に送付された農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出）は、同月九日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により佐藤農林水産大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（条名等）についての説明はなかった。

なお、議院運営委員会において、議案につき趣旨説明の聴取を決定した後、衆議院から内容にわたる

修正がなされて送付されたため、趣旨説明の聴取を取りやめたことがある。その例は次のとおりである。

第五十一回国会 昭和四十一年四月十二日議院運営委員会において、健康保険法等の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取することを決定したが、同月十五日衆議院から修正の上送付されたため、同月十九日議院運営委員会で取りやめを決定した。

第七十二回国会 昭和四十九年五月十日議院運営委員会において、雇用保険法案について趣旨説明を聴取することを決定したが、同月十四日衆議院から修正の上送付されたため、同月十五日議院運営委員会で取りやめを決定した。

## 二八八 関連のある数個の議案で発議者又は提出者の異なるもの の国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を一括して 議題とし、順次趣旨説明を聴取した例

関連のある数個の議案で発議者又は提出者の異なるものの国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を一括して議題とし、順次趣旨説明を聴取したことがある。その主な例は次のとおりである。

第三十八回国会 昭和三十六年三月二十二日の会議において、議長松野鶴平君は、日程第一国民年金法の一部を改正する法律案、国民年金特別会計法案（閣法第九五号）、国民年金法案、国民年金法の一部を改正する法律案、国民年金と他の年金との調整等に関する法律案、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案（衆第八号）及び国民年金の積立金の運用に関する法律案（趣旨説明）を議題とした後、国民年金法の一部を改正する法律案について古井厚生大臣から、国民年金特別会計法案（閣法第九五号）について水田大蔵大臣から、その他の法律案について衆議院議員八木一男君から順次趣旨説明を聴取した。

第四十三回国会 昭和三十八年二月二十二日の会議において、議長重宗雄三君は、日程第二中小企業基本法案（閣法第六五号）、中小企業基本法案（衆第一〇号）、中小企業組織法案、中小企業省設置法案及び中小企業基本法案（参第四号）（趣旨説明）を議題とした後、中小企業基本法案（閣法第六五号）について福田通商産業大臣から、中小企業基本法案（衆第一〇号）、中小企業組織法案及び中小企業省設置法案について衆議院議員永井勝次郎君から、中小企業基本法案（参第四号）について本院議員向井長年君から順次趣旨説明を聴取した。

参照 二二〇号、二四四号、二四五号、四二八号

二八九 関連のある数個の議案で所管大臣の異なるものについて、

一 国務大臣から一括して国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した例

第四十二回国会 昭和三十七年十二月十三日の会議において、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の所管大臣である福田通商産業大臣から一括して四案について趣旨説明を聴取した。

同 昭和三十七年十二月十三日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、大橋国務大臣（給与担当）から一括して五案について趣旨説明を聴取した。

第五十七回国会 昭和四十二年十二月十三日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の所管大臣である田中国務大臣（総理府総務長官）から一括して五案について趣旨説明を聴取した。

第五十五回国会 平成十四年十一月二十日の会議において、特殊法人等改革関連四十六法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、石原国務大臣（行政改革担当）から一括して四十六案について趣旨説明を聴取した。

参照 二一〇号

## 第十二節 中間報告

### 二九〇 委員会において審査中の議案の中間報告に関する例

委員会に付託した案件について特に必要があるときは、議院の議決により中間報告を求めることができ、この場合の議院の議決は、議員の動議によるのを例とする。中間報告を求めることに決したときは、委員長が案件の内容及び委員会における審査の経過について報告する。

委員会において審査中の議案について中間報告を求めた例は、次のとおりである。

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、小林英三君外一名提出の「労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、同委員会委員長をして次会の本会議の劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とするこの動議」を可決したので、翌四日の会議において、労働委員長栗山良夫君は委員会における審査の経過を報告した。

以後同例がある。

参照 二五五号

## 二九一 中間報告があつた議案の審議に関する例

中間報告があつた案件について議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を付け又は議院の会議において審議することができるが、この場合の議院の議決は、議員の動議によるのを例とする。

### (一) 中間報告後委員会の審査に期限を付けた例

第六十一回国会 昭和四十四年七月二十五日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案につき、社会労働委員長吉田忠三郎君から委員会の審査の経過について中間報告があつた後、藤田正明君外一名提出の「社会労働委員長から中間報告があつた健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案は、来る二十八日午後十一時までに社会労働委員会に審査を了することの動議」が可決された。同月二十六日から二十八日までの三日間、社会労働委員会において、同案の審査が行われたが、審査を終了するに至らなかつたため、議長重宗雄三君は、同月二十九日の議事日程に同案を記載した。同月二十九日の会議において、藤田正明君外一名提出の動議により、日程の順序を変更し、同案を議題としたが直ちに延会した。同月三十日の会議において、社会労働委員長から同案の中間報告



後の委員会の審査の経過について報告があった後、修正案（二案）の趣旨説明があり、次いで質疑が行われた。同月三十一日の会議において、質疑の後、沢田実君提出の「本案を社会労働委員会に再付託することの動議」が否決され、次いで討論が行われた。八月一日の会議において、第一の修正案が否決された。同月二日の会議において、第二の修正案が否決された後、本案は可決された。

(二) 中間報告後直ちに議院の会議において審議した例

第十六回国会 昭和二十八年八月四日の会議において、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案につき、労働委員長栗山良夫君から委員会の審査の経過について中間報告があった後、小林英三君外一名提出の「労働委員長から中間報告があった電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を国会法第五十六条の三の規定により本会議において審議することの動議」が可決され、議長河井彌八君は、直ちに同案を議題としたが、寺尾豊君の動議により延会することに決した。翌五日同案の審議に入り、質疑、討論の後、同案は可決された。

以後同例がある。

参照 二五五号、三二五号、四四一号

## 二九二 委員会において調査中の事件について中間報告を求めた

### 例

特別委員会において調査中の事件について、調査は終わらないが、委員長から調査報告書（中間報告）が議長に提出されたので、議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の中間報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第百一回国会 昭和五十九年八月八日 国民生活・経済に関する調査―国民生活・経済に関する調査特別委員長寺田熊雄君報告

外交・総合安全保障に関する調査―外交・総合安全保障に関する調査特別委員長植木光教君報告  
第百二回国会 昭和六十年六月二十四日 国民生活・経済に関する調査―国民生活・経済に関する調査特別委員長対馬孝且君報告

外交・総合安全保障に関する調査―外交・総合安全保障に関する調査特別委員長植木光教君報告  
エネルギー対策樹立に関する調査―エネルギー対策特別委員長田代由紀男君報告

第百五十六回国会 平成十五年六月十三日 国会等の移転に関する調査―国会等の移転に関する特別委員長松谷蒼一郎君報告

第百六十六回国会 平成十九年六月十五日 政府開発援助等に関する調査―政府開発援助等に関する特別委員長山崎正昭報告

なお、委員会において調査中の事件のうち一部について、調査の結論を得た場合に、委員長からその部分に関する調査報告書を議長に提出するとともに、その経過を議院の会議に報告したい旨申出があったので、これを議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年四月十一日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「舞鶴における引揚者暴行事件」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長紅露みつ君報告

同 昭和二十四年五月二十二日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「通称吉村隊事件」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長紅露みつ君報告

第六回国会 昭和二十四年十一月三十日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「中共地区における在留同胞の実情」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長千田正君報告

第七回国会 昭和二十五年三月二十九日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「所謂徳田要請事件」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長岡元義人君報告

第十回国会 昭和二十六年六月二日 特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査

のうち「昭和二十三年年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」―決算委員長前之園喜一郎君報告

また、委員長から調査中の事件の一部について報告書を提出することなく、その経過を議院の会議に報告したい旨議長に申出があったので、これを議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第十回国会 昭和二十六年三月二十六日 特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の經理に関する調査のうち「昭和二十三年年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」―決算委員長前之園喜一郎君報告

また、委員会において調査中の事件のうち一部について、調査の結論を得て、委員長からその部分に関する調査報告書を議長に提出するとともに、その経過を議院の会議に報告したい旨申出があったので、議長は、その取扱いについて各派交渉会に諮った後、議事日程に記載し、当日の会議において委員長の報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月三十日 裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査のうち「尾津事件」―司法委員長伊藤修君報告

同 昭和二十三年七月四日 裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査のうち「松島事

件」—司法委員会理事岡部常君報告

参照 一三三三号、二九八号、三〇七号

## 二九三 行政監視委員会において調査中の事件の中間報告に関する例

行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等を議院に報告するものとする。

行政監視委員会において調査中の事件について、調査は終わらないが、委員長からその一部に関する調査報告書を議長に提出するとともに、議院の会議に報告したい旨申出があったので、これを議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の中間報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第二百一回国会 令和二年六月三日 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査のう

ち「行政監視の実施の状況等」—行政監視委員長川田龍平君報告  
以後同例がある。

(注) 第一百九十六回国会平成三十年六月一日、参議院改革協議会は、「参議院における行政監視機能の強化」について、議長に報告書を提出した。同報告書に基づき、同国会における本院規則の改正（同年七月二十日議決）により、第七十四条の五の規定が設けられ、「行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。」と定められた。

参照 二九八号、三〇七号

## 二九四 調査会において調査中の事件について中間報告を求めた

### 例

調査会において調査中の事件について中間報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第百八回国会 昭和六十二年五月二十五日の会議において、外交・総合安全保障に関する調査会長 加藤武徳君から調査報告書（中間報告）が提出された外交・総合安全保障に関する調査について中間報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。次いで、国民生活に関する調査会長 長田裕二君から調査報告書（中間報告）が提出された国民生活に関する調査について中間報告を

求めることに決し、同調査会長は報告を行った。また、産業・資源エネルギーに関する調査会長  
浜本万三君から調査報告書（中間報告）が提出された産業・資源エネルギーに関する調査につい  
て中間報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。  
以後同例がある。

参照 一三四号、二九九号

### 第十三節 委員長報告

二九五 委員会の審査を終わった案件が議題となったときは、ま  
ず委員長が報告する

委員会の審査を終わった案件が議題となったときは、まず委員長が案件の内容について説明し委員会  
における審査の経過及び結果を報告する。

参照 二二四号、三〇三号、三〇六号、三一五号、三九四号、四一七号、四三〇号

## 二九六 委員長報告に際し委員長に事故があるときは、理事が報告する

委員長報告に際し委員長に事故があるときは、理事が報告する。ただし、委員長及び理事がいずれも事故のため、委員が報告したことがある。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年四月二十八日の会議において、労働委員姫井伊介君は、夏時刻法案の委員長報告を行った（同日の各派交渉会は、労働委員会において、委員長及び理事がいずれも事故のため、委員長代理をした同委員姫井伊介君が報告することを了承した）。

## 二九七 委員長は、報告に当たって自己の意見を述べることができ ない

委員長は、委員会における審査の経過及び結果を報告するに当たって自己の意見を述べることができない。

委員長が自己の意見を述べたため、議長が意見にわたる部分を会議録に掲載しなかったことがある。



その例は次のとおりである。

第八回国会 昭和二十五年七月三十一日の会議において、日程第二百十から第二百五までの請願について在外同胞引揚問題に関する特別委員長大谷瑩潤君から報告があった後、議長佐藤尚武君は、「只今委員長の報告の最後の部分に委員長の意見を述べられました。これは委員長報告だけに止めて頂きたいでございます。従いまして速記録の修正は議長に御一任下さるようお願いいたします。」と告げ、意見にわたる部分を会議録に掲載しなかった。

参照 二六八号、三九九号、四五一号

## 二九八 調査事件の委員長報告に関する例

委員会が調査を終わった場合は、当初、委員長が議長に調査報告書を提出するとともに、会議において口頭報告を行っていたが、第八回国会以後は、調査報告書を提出するにとどめ、口頭報告は行わないのを例とする。

ただし、総合的かつ長期的な調査を行う調査特別委員会において調査を終わった事件について、委員長が会議において口頭報告を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第四百四回国会 昭和六十一年五月十六日の会議において、国民生活・経済に関する調査特別委員長山田譲君から国民生活・経済に関する調査について報告を求めることに決し、同委員長は報告を行った。次いで、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長植木光教君から外交・総合安全保障に関する調査について報告を求めることに決し、同委員長は報告を行った。

参照 二九二号、三一九号

## 二九九 調査会において調査を終わった事件について報告を求め

### た例

調査会において調査を終わった事件について報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第百十四回国会 平成元年六月二十二日の会議において、外交・総合安全保障に関する調査会長加藤武徳君から調査報告書が提出された外交・総合安全保障に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。次いで、国民生活に関する調査会長長田裕二君から調査報告書が提出された国民生活に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。また、産業・資源エネルギーに関する調査会長松前達郎君から調査報告書が提出され

た産業・資源エネルギーに関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。

第百二十三回国会 平成四年五月二十日の会議において、外交・総合安全保障に関する調査会長中西一郎君から調査報告書が提出された外交・総合安全保障に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。

同 平成四年六月十九日の会議において、国民生活に関する調査会長遠藤要君から調査報告書が提出された国民生活に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。次いで、産業・資源エネルギーに関する調査会長田英夫君から調査報告書が提出された産業・資源エネルギーに関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。

その他同例がある。

参照 一三四号、二九四号

### 三〇〇 憲法調査会から日本国憲法に関する調査について報告を求めた例

第百六十二回国会 平成十七年四月二十七日の会議において、憲法調査会会長関谷勝嗣君から調査報告書が提出された日本国憲法に関する調査について報告を求めることに決し、同会長は報告を行った。

(情規 第三系)

### 三〇一 情報監視審査会の調査及び審査について報告を求めた例

第百九十回国会 平成二十八年四月六日の会議において、情報監視審査会会長金子原二郎君から年次報告書が提出された情報監視審査会の調査及び審査について報告を求めることに決し、同会長は報告を行った。  
以後同例がある。

参照 一四六号

### 三〇二 常任委員会において閉会中に審査を終わった案件について 委員長が報告した例

第二十回国会 昭和二十九年十二月一日の会議において、第十九回国会閉会後の同年十一月二十九日（召集日の前日）決算委員長から審査報告書が提出された昭和二十七年一般会計歳入歳出決算、昭和二十七年特別会計歳入歳出決算、昭和二十七年政府関係機関決算報告書を議題とし、同委員長小林亦治君が報告した。

同 昭和二十九年十二月二日の会議において、第十九回国会閉会後の同年十一月二十九日（召集日の前日）厚生委員長から審査報告書（修正議決報告書）が提出された医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第十九回国会苦米地義三君外三十七名発議）を議題とし、同委員長加藤シヅエ君が報告した。

第七十八回国会 昭和五十一年九月二十九日の会議において、第七十七回国会閉会後の同年七月二十一日決算委員長から審査報告書が提出された昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その二）外十二件を議題とし、同委員長鈴木力君が報告した。

第九回国会 昭和六十二年七月六日の会議において、第八回国会閉会後の同月三日決算委員長か

ら審査報告書が提出された昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長菅野久光君が報告した。

第百十三回国会 昭和六十三年七月十九日の会議において、第百十二回国会閉会後の同年五月二十七日決算委員長から審査報告書が提出された昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十年特別会計歳入歳出決算、昭和六十年国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長穠山篤君が報告した。

第百三十一回国会 平成六年十月四日の会議において、第百三十回国会閉会後の同年九月十六日決算委員長から審査報告書が提出された平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長三上隆雄君が報告した。

第百四十回国会 平成九年一月二十四日の会議において、第百三十九回国会閉会後の同月十六日決算委員長から審査報告書が提出された平成六年度一般会計歳入歳出決算、平成六年度特別会計歳入歳出決算、平成六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成六年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長野沢太三君が報告した。

第百四十二回国会 平成十年一月十四日の会議において、第百四十一回国会閉会後の平成九年十二月十七日決算委員長から審査報告書が提出された平成七年度一般会計歳入歳出決算、平成七年度特別会計歳入歳出決算、平成七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成七年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長宮崎秀樹君が報告した。

第百四十六回国会 平成十一年十一月十日の会議において、第百四十五回国会閉会後の同年十月二十七日決算委員長から審査報告書が提出された平成八年度一般会計歳入歳出決算、平成八年度特別会計歳入歳出決算、平成八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成八年度政府関係機関決算書外二件及び平成九年度一般会計歳入歳出決算、平成九年度特別会計歳入歳出決算、平成九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成九年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長鎌田要人君が報告した。

参照 一三八号

### 三〇三 委員会の附帯決議は、議院に報告するにとどまり表決に付さない

委員会の附帯決議は、委員長の報告の際、委員長から議院に報告するにとどまり、これを表決に付さない。

参照 二九五号

### 三〇四 委員会の審査報告書の撤回を許可した例

(規 第七二条)

第四十八回国会 昭和四十年四月二日農林水産委員長仲原善一君から食料品総合小売市場管理法案の審査報告書が提出されたが、同月八日農林水産委員会においてこれを撤回する旨の決定があり、農林水産委員長から同報告書の撤回要求書が提出された。よって、議長重宗雄三君は、同日その撤回を許可した。



## 三〇五 議院運営委員長が議院運営委員会の決定について発言し

### た例

第八十二回国会 昭和五十二年十一月二十一日議院運営委員長木村睦男君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長安井謙君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第九十回国会 昭和五十八年十一月十八日議院運営委員長遠藤要君から、議院運営委員会が決定した政治倫理に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長木村睦男君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第一百二回国会 昭和六十年二月十三日議院運営委員長遠藤要君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の改組に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長木村睦男君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第一百七回国会 昭和六十一年九月十七日議院運営委員長嶋崎均君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長藤田正明君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百十六回国会 平成元年十二月一日議院運営委員長下条進一郎君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長土屋義彦君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百十八回国会 平成二年六月二十六日議院運営委員長下条進一郎君から、議院運営委員会が決定した税制問題等に関する両院合同協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長土屋義彦君はこれを許可し、同委員長は発言を行った（議長は、同委員長の報告のとおり了承することを議院に諮り、これを了承することに決した）。

第百二十五回国会 平成四年十一月六日議院運営委員長井上孝君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長原文兵衛君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百三十四回国会 平成七年十月五日議院運営委員長志苦裕君から、議院運営委員会が決定した参議院制度改革検討会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長斎藤十朗君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百五十四回国会 平成十四年三月十三日議院運営委員長山崎正昭君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申

出があったので、同日の会議において議長井上裕君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第六十一回国会 平成十六年十二月一日議院運営委員長溝手顕正君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長扇千景君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第六十二回国会 平成十七年四月一日議院運営委員長溝手顕正君から、議院運営委員会が決定した年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長扇千景君はこれを許可し、同委員長は発言を行った（議長は、同委員長の報告のとおり了承することを議院に諮り、これを了承することに決した）。

第六十八回国会 平成十九年十一月三十日議院運営委員長西岡武夫君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長江田五月君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第九十三回国会 平成二十九年二月十日議院運営委員長山本順三君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長伊達忠一君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第二百四回国会 令和三年五月十四日議院運営委員長水落敏栄君から、議院運営委員会が決定した参

議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長山東昭子君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

## 第十四節 少数意見報告

### 三〇六 少数意見者の報告は、委員長長の報告に次いで行う

委員会において廃棄された少数意見で出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。この場合、少数意見者は、委員会の審査終了後速やかに、その賛成者とともに連名で、簡明な少数意見の報告書を委員長を経て議長に提出することを要する。

第二十一回国会における国会法の改正以後少数意見者が報告した例は次のとおりである。

第六十八回国会 昭和四十六年十二月二十九日の会議において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件について沖縄及び北方問題に関する特別委員長長谷川仁君の委員長報告に次いで、大橋和孝君は少数意見を報告した。

(注) 第二十一回国会における国会法の改正(昭和三十年法律第三号)により、少数意見者の報告は、委員会における出席委員の十分の一以上の賛成のあるものに限ることとなった。

参照 二九五号

### 三〇七 委員長が調査事件の一部について報告した際、これに次いで少数意見者が報告した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十二日の会議において、在外同胞引揚問題に関する特別委員長紅露みつ君が在外同胞引揚問題に関する調査のうち「通称吉村隊事件」の報告をした際、これに次いで細川嘉六君及び星野芳樹君は少数意見を報告した。

第七回国会 昭和二十五年三月二十九日の会議において、在外同胞引揚問題に関する特別委員長岡元義人君が在外同胞引揚問題に関する調査のうち「所謂徳田要請事件」の報告をした際、これに次いで中野重治君は少数意見を報告した。

参照 二九二号

## 第十五節 質疑

(規 第二〇条)

三〇八 議院の会議における質疑は、一問一答をしないのを例とする

議院の会議における質疑は、質疑事項が数項にわたる場合であっても、一問一答をしないで質疑者が質疑事項の全部を述べるのを例とする。

三〇九 議案の発議について賛成者となった議員は、その議案の発議者に対して質疑することができない

議案の発議について賛成者となった議員は、その議案の発議者に対して質疑することができない。

参照 一四九号、三二二号

### 三一〇 質疑に対する答弁者は、五人までとするのを例とする

議院の会議における一人の質疑に対する答弁者は、五人までとするのを例とする。

(注) 第四十三回国会昭和三十八年一月二十二日の議院運営委員会理事会において、一人の質疑に対する答弁要求大臣は五人までとする旨の決定があつた。また、第六十一回国会昭和四十四年四月十四日の議院運営委員会理事会において、答弁要求は發議者を含めて五人までとする旨の決定があつた。

参照 二五八号、三五六号

### 三一 再質疑は、制限時間又は協定時間内において許可する

質疑に対し答弁があつた際、当該質疑者から再質疑のため発言を求められたときは、議長は、発言の制限時間又は協定時間が残っている場合に限り、その時間内でこれを許可する。ただし、質疑は最初の質疑を含め三回を超えることができない。

國務大臣の留保した答弁があつた際、当該質疑者から再質疑のため発言を求められたときも、同様とする。その主な例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月十一日 國務大臣の演説に関する件の會議において、北村大蔵大臣が同月九日の同伴の高瀬莊太郎君の質疑に対する留保答弁をした際、同君から再質疑の許可を求められたので、副議長松本治一郎君は、これを許可した。

第十二回国会 昭和二十六年十月二十六日の會議において、吉田内閣総理大臣が、岩木哲夫君の米の統制撤廃に関する緊急質問に対する答弁に引き続いて、同月二十二日の國務大臣の演説に関する件の波多野鼎君の質疑に対する留保答弁をした際、同君から再質疑の許可を求められたので、議長佐藤尚武君は、これを許可した。

参照 二五九号、三六三号、三九〇号

### 三二二 國務大臣の演説に対する質疑は、演説の翌々日以後に行 うのを例とする

國務大臣の演説に対する質疑は、当初演説の翌日以後にこれを行うのを例としたが、第四十一回国会以後は演説の翌々日以後（常会及び総予算を審議する特別会については演説後三日目から）に行うのを例とする。



なお、質疑の日数は、常会及び総予算を審議する特別会においては二日間、臨時会及び特別会においては一日又は二日間とするのを例とする。

参照 二五九号、三六五号

### 三一三 国務大臣の報告に対する質疑は、報告に引き続き行うのを例とする

国務大臣の報告に対する質疑は、報告に引き続きこれを行うのを例とする。ただし、報告の翌日又は数日後に質疑したことがある。

なお、報告を聴取するにとどまり、質疑をしなかったことがある。

参照 二五九号、三六六号、三六七号、三六九号

### 三二四 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に對しては、質疑を行うのを例とする

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に對しては、質疑を行うのを例とする。ただし、質疑をしなかつたことがある。

なお、委員会付託後に趣旨説明を聴取する場合は、質疑を行わない。

参照 一七七号、二五九号、二八六号

### 三二五 委員会 of 審査を終わった案件については、質疑を行わないのを例とする

委員会の審査を終わった案件については、質疑を行わないのを例とする。ただし、委員長、發議者又は提出者に質疑したことがある。その主な例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十二日の会議において、労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）について、労働委員長山田節男君の報告の後、

佐々木良作君は新たな疑義が生じたとして質疑し、鈴木労働大臣が答弁した。

第三十八回国会 昭和三十六年六月二日の会議において、昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案（石原幹市郎君外四名発議）、地方交付税法及び地方財政の一部を改正する法律案及び選挙制度審議会設置法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）について、地方行政委員長増原恵吉君の報告の後、鈴木壽君は委員会において質疑が行われなかったとして第一の議案について質疑し、発議者石原幹市郎君が答弁した。

第七十二回国会 昭和四十九年五月二十七日の会議において、学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）について、文教委員長世耕政隆君の報告の後、小林武君、片岡勝治君、矢追秀彦君及び加藤進君は、委員会における質疑が十分でなかったとして質疑し、田中内閣総理大臣及び奥野文部大臣が答弁した。

参照 二五九号、二九五号

三一六 原案に対する質疑及び修正案に対する質疑は、併せて行うのを例とする

原案に対する質疑及び修正案に対する質疑は、これを併せて行うのを例とする。

参照 三二四号、三二八号

三一七 決議に対する国務大臣の所信表明に関連して質疑した例

第七回国会 昭和二十五年四月二十四日の会議において、農業金融疏通並びに農業協同組合育成強化に関する決議案が可決され、森農林大臣がこの決議に対し所信を表明した際、これに関連して岡村文四郎君は質疑し、青木国務大臣及び水田大蔵政務次官が答弁した。

参照 三七二号

## 三一八 議院の決議に基づいて内閣が採った措置に関する報告に 対し質疑した例

第一回国会 昭和二十二年十二月九日の会議において、和田国務大臣が総合燃料及び電力危機突破に関する決議（昭和二十二年十二月五日議決）に基づいて内閣が採った措置に関する報告をしたのに対し、佐々木良作君は質疑し、和田国務大臣が答弁した。

参照 三七三号

## 三一九 調査事件の委員長報告に関連して国務大臣に対し質疑し た例

第一回国会 昭和二十二年十二月五日の会議において、水産物集出荷及び配給制度に関する調査について水産委員長木下辰雄君が報告した際、これに関連して千田正君は質疑し、片山内閣総理大臣及び井上農林政務次官が答弁した。

第二回国会 昭和二十三年七月四日の会議において、水産物増産対策に関する調査について水産委員

長木下辰雄君が報告した際、これに関連して丹羽五郎君は質疑し、永江農林大臣及び森下大藏政務次官が答弁した。

参照 二九八号

規 第 三 条

三三〇 質疑終局の動議は、二人以上が質疑した後に提出することができる

質疑が続出して容易に終局しないときは、議員は二十人以上の賛成で質疑終局の動議を提出することができるが、この場合、その提出は、少なくとも二人が質疑した後であることを要する。

参照 二五五号

## 第十六節 討論

(規 第九三條)

### 三二二 討論者は、その発言において賛否を明らかにすることを要する

討論者は、その発言通告に当たり、反対又は賛成の旨を明らかにすることを要するが、その発言においても反対又は賛成の旨を明らかにすることを要する。

討論者がその発言において反対又は賛成の旨を明らかにしなかったため、議長が反対又は賛成の旨を明らかにすることを求めたことがある。その例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年四月三日の会議において、議長佐藤尚武君は、昭和二十五年度一般会計予算外三案の討論の終局を宣告して休憩したが、再開後、議長は、「休憩前の討論中、小川友三君は、議長の注意にも拘わらず、賛否を明らかにせず降壇されましたので、議長は討論終局を宣告しましたが、この議長の討論終局の宣告はこれを取消し、小川友三君から賛否の態度を明らかにすることを求めたいと存じます。御異議ございませんか。」と諮った後、小川友三君の発言を求め、同君は登壇して反対を表明した。

参照 二五八号

(規 第二八条)

**三三二一 議案の発議者となつた議員は、その議案に対して討論することができるができない**

議案の発議者となつた議員は、その議案に対して討論することができない。

なお、議案の発議について賛成者となつた議員は、賛成討論を行うことができる。

参照 三〇九号

規 第二六条  
(規 第九三条)

**三三三三 討論は、反対、賛成の順序で交互に行う**

討論が賛否両論にわたるときは、反対、賛成の順序で交互にこれを行う。この場合、議長は、最初に原案に反対の者から発言させるが、委員長の修正議決報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後直ちに討論に入る場合は、いずれも修正案に反対の者から発言させ、委員長の否決報告の後直ちに討論に入る場合は、否決報告に反対の者すなわち原案に賛成の者から発言させるのを例とする。



委員長の報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後、質疑があつて討論に入る場合は、原案に反対の者から発言させるのを例とする。

討論の順序についての主な例は、次のとおりである。

- (一) 委員長の可決報告又は議案の発議者若しくは提出者の趣旨説明の後討論に入る場合の

例

第八回国会 昭和二十五年七月三十一日の会議において、地方税法案について地方行政委員長岡本愛祐君が可決報告をした後、原案に対し中田吉雄君は反対、高橋進太郎君は賛成、石川清一君は反対、竹中七郎君は賛成、木村禧八郎君及び岩間正男君は反対の討論をした。

第十三回国会 昭和二十七年七月五日の会議において、アジア諸国との友好促進に関する決議案の委員会審査を省略し、これを議題とすることに決し、柏木庫治君が趣旨説明をした後、原案に対し岩間正男君は反対、島清君は賛成の討論をした。

- (二) 委員長の修正議決報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後討論に入る場合の例

第十回国会 昭和二十五年十二月十六日の会議において、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について地方行政委員長岡本愛祐君が修正議決報告をした後、委員長報告による修正案に対し安井謙君は反対（原案に賛成）、岩木哲夫君及び中田吉雄君は賛成の討論

をした。

第十三回国会 昭和二十七年七月九日の会議において、地方自治法の一部を改正する法律案について地方行政委員長西郷吉之助君が修正議決報告をし、次いで若木勝藏君から中田吉雄君外三名提出の修正案の趣旨説明があつた後、同修正案に対し岩間正男君は反対（委員会修正案及び原案にも反対）、吉川末次郎君は賛成の討論をした。

第二十七回国会 昭和三十二年十一月十三日の会議において、中小企業団体系案、中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について商工委員長近藤信一君が可決報告をし、次いで阿部竹松君から中小企業団体系案に対する同君外四名提出の修正案の趣旨説明があつた後、同修正案に対し青柳秀夫君は反対（三原案に賛成）、相馬助治君及び大竹平八郎君は賛成の討論をした。

第三百三十六回国会 平成八年五月十日の会議において、平成八年度一般会計予算外二案について予算委員長井上裕君が可決報告をし、次いで白浜一良君から平成八年度一般会計予算に対する勝木健司君外一名提出の修正案の趣旨説明があり、次いで山口哲夫君から平成八年度一般会計予算に対する同君外一名提出の修正案の趣旨説明があつた後、両修正案に対し斎藤文夫君は反対（三原案に賛成）、勝木健司君外一名提出の修正案に対し泉信也君は賛成（三原案に反対）、山口哲夫君外

一名提出の修正案に対し上田耕一郎君は賛成（三原案に反対）の討論をした。

(三) 委員長の否決報告の後討論に入る場合の例

第十九回国会 昭和二十九年六月一日の会議において、協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案について大蔵委員長大矢半次郎君が否決報告をした後、原案に対し東隆君は賛成（否決報告に反対）の討論をした（原案に反対の討論はなかった）。

第一百八回国会 平成二年六月七日の会議において、平成二年度一般会計予算外二案について予算委員長林田悠紀夫君が否決報告をした後、三原案に対し平井卓志君は賛成、矢田部理君、太田淳夫君、諫山博君、栗森喬君及び寺崎昭久君は反対の討論をした。

第一百六十八回国会 平成二十年一月十一日の会議において、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案及び国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案について外交防衛委員長北澤俊美君が否決報告をした後、佐藤昭郎君は第一の議案の原案に賛成、第二の議案の原案に反対、牧山ひろえ君は第一の議案の原案に反対、第二の議案の原案に賛成の討論をした。

なお、次のような例がある。

第一百十六回国会 平成元年十二月十五日の会議において、昭和六十一年度決算及び昭和六十一年

度国有財産増減及び現在額総計算書等について、決算委員長千葉景子君が是認しない旨の報告をした後、本件決算及び国有財産増減及び現在額総計算書等を是認することについて鈴木貞敏君は賛成、会田長栄君は反対の討論をした。

第六十九回国会 平成二十年四月二十五日の会議において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につき承認を求めの件について、外交防衛委員長北澤俊美君が承認しない旨の報告をした後、本条約を承認することについて浅野勝人君は賛成、白眞勲君は反対の討論をした。

(四) 委員長の報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後、質疑があつて討論に入る場合の例  
第十六回国会 昭和二十八年八月五日の会議において、前日労働委員長栗山良夫君の中間報告を聴き会議において審議することに決した電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を議題とし、質疑の後、原案に対し阿具根登君は反対、田中啓一君は賛成、田畑金光君は反対、柏木庫治君は賛成、堀眞琴君は反対、石川清一君は賛成、市川房枝君及び須藤五郎君は反対の討論をした。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十四日の会議において、国立学校設置法等の一部を改正する法律案について文教委員長永野鎮雄君が可決報告をし、松永忠二君、内田善利君外一名、松下正寿君からそれぞれ提出の修正案の趣旨説明があり、同月二十五日質疑の後、原案に対し安永英雄君は反対（松永君提出の修正案に賛成）、楠正俊君は賛成、田代富士男君は反対（内田君外一名提出の修正案に賛成）、萩原幽香子君は反対（松下君提出の修正案に賛成）、加藤進君は反対（松永君提出の修正案及び内田君外一名の修正案に賛成、松下君提出の修正案に反対）の討論をした。

参照 二五九号

### 三二四 原案に対する討論及び修正案に対する討論は、併せて行

う

修正案に対する討論は、その修正案が委員会からの報告によるものであると議員提出のものであるとを問わず、原案に対する討論と併せてこれを行うのを例とする。

参照 三二六号

三二五 中間報告があつた案件について提出された委員会の審査に期限を付する動議及び議院の会議において審議する動議に対する討論は、併せて行う

委員長から中間報告があつた案件について委員会の審査に期限を付する動議及び議院の会議において審議する動議が提出されたときは、両動議を一括して議題とし、これに対する討論は併せて行うのを例とする。

参照 二九一号

三二六 数個の案件を一括して議題とした場合の討論に関する例

数個の案件を一括して議題とした場合の討論についての主な例は、次のとおりである。

(一) 一括して議題とした全部の議案に対し討論のある場合の例

第六回国会 昭和二十四年十一月三十日の会議において、外国為替及び外国貿易管理法案及び外国為替管理委員会設置法案を一括して議題とし、経済安定委員長佐々木良作君の報告の後、議長佐

藤尚武君は、「両案に対し、討論の通告がございませう。」と告げ、兼岩傳一君は反対、藤井丙午君は賛成、川上嘉君は反対の討論をした。

第七十五回国会 昭和五十年七月四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（いずれも公職選挙法改正に関する特別委員長から中間報告があつて、議院の会議において直ちに審議することに決したものを）を一括して議題とし、質疑の後、副議長前田佳都男君は、「両案に対し、討論の通告がございませう。」と告げ、塩出啓典君は反対、小林国司君は賛成、内藤功君は反対、片山甚市君及び和田春生君は第一の議案に対し賛成、第二の議案に対し反対の討論をした。

(二) 一括して議題とした議案のうち一案又は数案に対し討論のある場合の例

第九回国会 昭和二十五年十二月九日の会議において、所得税法臨時特例法案、物品税法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険特別会計法案を一括して議題とし、大蔵委員会議事大矢半次郎君の報告の後、議長佐藤尚武君は、「所得税法臨時特例法案に対し討論の通告がございませう。」と告げ、木村禮八郎君は反対、森下政一君は賛成の討論をした。

第十二回国会 昭和二十六年十一月二十八日の会議において、所得税法の臨時特例に関する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び糸価安定特別会計法案

を一括して議題とし、大蔵委員長平沼彌太郎君の報告の後、議長佐藤尚武君は、「討論の通告がございませう。」と告げ、木村禮八郎君は第一の議案に対し反対の討論、菊川孝夫君は第二の議案に対し賛成の討論、松永義雄君は第一及び第二の議案に対し賛成の討論をした。

第二十四回国会 昭和三十一年三月十四日の会議において、地方公務員法等の一部を改正する法律案、入場譲与税法の一部を改正する法律案、公職選挙法の一部を改正する法律案及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、地方行政委員長松岡平市君の報告の後、副議長重宗雄三君は、「地方公務員法等の一部を改正する法律案に対し、加瀬完君、安井謙君から、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、小笠原二三男君、伊能芳雄君から、討論の通告がございませう。」と告げ、第一の議案に対し加瀬完君は反対、安井謙君は賛成の討論を行い、次いで副議長重宗雄三君は、「これより公職選挙法の一部を改正する法律案の討論に入ります。」と告げ、小笠原二三男君は反対、伊能芳雄君は賛成の討論をした。

参照 二四六号、三三五号



## 第十七節 修正

三二七 議案に対する修正の動議の提出は、議案が会議の議題となるまでとするのを例とする

議案に対する修正の動議は、その案を添え、あらかじめ議長に提出することを要するが、この場合その提出は議案が会議の議題となるまでとするのを例とする。

参照 一四八号、一五五号、一九〇号、二五五号

三二八 修正案の趣旨説明は、委員長報告に次いで行うのを例とする

議員提出の修正案の趣旨説明は、委員長報告に次いでこれを行うのを例とする。

参照 二八五号、三一六号、三二四号

### 三二九 法律案の題名を修正した場合の取扱いに関する例

議員発議、委員会提出又は調査会提出の法律案の題名を、発議された議院において修正した場合は、以後修正した題名により取り扱い、他議院において修正した場合は、発議された議院で議決した題名により取り扱う。

内閣提出法律案の題名を修正した場合は、先議院における修正であると後議院における修正であるとを問わず、提出時の題名により取り扱う。ただし、内閣の修正申出により題名が改められた場合は修正された題名による。

国会において最後の議決がありこれを奏上するときは修正した題名による。

法律案の題名を修正した主な例は、次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年十二月九日本院において、内閣提出、衆議院送付に係る経済力集中排除法案の題名を「過度経済力集中排除法」と修正した。

同 昭和二十二年十二月九日衆議院において、内閣提出に係る経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案の題名を「過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律」と修正した。

第十回国会 昭和二十六年六月二日本院において、衆議院提出に係る産業教育法案の題名を「産業教育振興法」と修正した。

第四十回国会 昭和三十七年四月二十八日衆議院において、衆議院議員發議の商店街における事業者等の組織に関する法律案の題名を「商店街振興組合法」と修正した。

第四十八回国会 昭和四十年二月十日本院において、内閣提出に係る昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案の題名を「昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律」と修正した。

参照 二〇〇号

### 三三〇 修正に伴う字句の整理を議長に委任した例

第二回国会 昭和二十三年七月四日の会議において、国家行政組織法案に対する太田敏兄君提出の修正案が可決され、次いで同修正部分を除く委員会修正案及び残り原案が可決された際、議長松平恒雄君の發議により、修正に伴う字句の整理を議長に一任することに決した。

参照 二三三四号

## 第十八節 内閣の意見聴取

### 三三三 議院の会議において、予算総額の増額修正、議員発議に

係る予算を伴う法律案又は法律案に対する修正案で予算を伴うものについて、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取した例

#### (一) 予算総額の増額修正

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十二日の会議において、昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）及び昭和三十七年度特別会計補正予算（特第1号）に対する阿部竹松君、豊瀬禎一君及び藤田藤太郎君提出の三修正案の趣旨説明の後、田中大蔵大臣から内閣の意見を聴取した。

#### (二) 議員発議に係る予算を伴う法律案

第七十一回国会 平成二十一年七月十日の会議において、厚生労働委員長辻泰弘君の中間報告を聴き会議において審議することに決した中間報告のあつた臓器の移植に関する法律の一部を改正する

法律案（衆議院提出）及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外八名発議）を一括して議題とし、第一の議案に対する南野知恵子君提出の修正案の趣旨説明の後、第二の議案について舛添厚生労働大臣から内閣の意見を聴取した。

第百八十九回国会 平成二十七年七月二十四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外九名発議）及び公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外五名発議）の委員会審査を省略し、両案を一括して議題とすることに決し、片山虎之助君、羽田雄一郎君からそれぞれ趣旨説明があり、質疑の後、第一の議案について高市総務大臣から内閣の意見を聴取した。

(三) 法律案に対する修正案で予算を伴うもの

第四十八回国会 昭和四十年三月三十一日の会議において、所得税法案に対する木村禧八郎君外四名提出の修正案の趣旨説明の後、田中大蔵大臣から内閣の意見を聴取した。

第六十一回国会 昭和四十四年七月三十日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する大橋和孝君及び鈴木一弘君提出の両修正案の趣旨説明の後、斎藤厚生大臣から内閣の意見を聴取した。

第七十一回国会 昭和四十八年九月十七日の会議において、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再

建促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する米田正文君外一名提出の修正案の趣旨説明の後、新谷運輸大臣から内閣の意見を聴取した。

参照 一五七号

## 第十九節 表決

### 三三二 委員会から可決報告又は否決報告のあつた議案は、 原案 について採決する

委員会から可決報告又は否決報告のあつた議案は、原案について採決する。この場合に議員から修正案が提出されているときは、まず修正案を採決し、次に原案を採決する。

### 三三三三 委員会から修正議決報告のあった議案は、委員会決定のとおり修正議決することについて採決するのを例とする

委員会から修正議決報告のあった議案は、委員会決定のとおり修正議決することについて採決するのを例とする。ただし、委員会の報告による修正案を別個に採決したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十回国会 昭和二十五年十二月十六日の会議において、委員会から修正議決報告のあった地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の採決に当たり、副議長三木治朗君は、まず委員会の報告による修正案を採決し（可決）、次いで修正部分を除いた原案を採決した（可決）。

第十三回国会 昭和二十七年六月十三日の会議において、委員会から修正議決報告のあった昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず委員会の報告による修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

### 三三四 数個の修正案がある場合の採決に関する例

議案に対し数個の修正案が提出されたときは、議員提出の修正案は、委員会の報告による修正案より先に採決し、議員提出修正案の間では原案に最も遠いものから採決する。

議長が決定した議員提出修正案の採決順序について、出席議員二十人以上から異議の申立てがあつたときは、議長は、議院に諮りこれを決する。

なお、修正案相互の間に共通の部分がある場合の採決の例は、次のとおりである。

(一) 共通の部分と共通しない部分とを分けないで修正案ごと採決した例

第十七回国会 昭和二十八年十一月七日の会議において、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に当たり、石川清一君提出の修正案と委員会の報告による修正案とは共通部分があつたが、議長河井彌八君は、まず石川君提出の修正案を採決し（可決）、次いで修正部分を除いた委員会の報告による修正案及び原案の残りの部分を併せて採決した（可決）。

第四十六回国会 昭和三十九年六月二十日の会議において、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に当たり、和泉寛君提出の修正案と天田勝正君提出の修正案とは共通部



分があつたが、副議長重政庸徳君は、まず和泉君提出の修正案を採決し（否決）、次いで天田君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

第六十一回国会 昭和四十四年八月一日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に当たり、大橋和孝君提出の修正案と鈴木一弘君提出の修正案とは共通部分があつたが、議長重宗雄三君は、まず大橋君提出の修正案を採決した（否決）。翌二日の会議において、鈴木君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十五日の会議において、国立学校設置法等の一部を改正する法律案の採決に当たり、松永忠二君提出の修正案と内田善利君外一名提出の修正案とは共通部分があつたが（両修正案のほか松下正寿君から修正案が提出されていたが、両修正案とは共通部分がなかつた）、議長河野謙三君は、まず内田君外一名提出の修正案を採決し（否決）、次いで松永君提出の修正案を採決し（否決）、次いで松下君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

第三百三十六回国会 平成八年五月十日の会議において、平成八年度一般会計予算外二案の採決に当たり、平成八年度一般会計予算に対する勝木健司君外一名提出の修正案と山口哲夫君外一名提出の修正案とは共通部分があつたが、議長斎藤十朗君は、まず勝木君外一名提出の修正案を採決し

(否決)、次いで山口君外一名提出の修正案を採決し(否決)、次いで三原案を採決した(可決)。

(二) 共通の部分と共通しない部分とを分けて採決した例

第十三回国会 昭和二十七年五月六日の会議において、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず伊藤修君外五十六名提出の修正案中、長谷山行毅君外三十名提出の修正案と共通しない部分を採決し(否決)、次いで両修正案の共通部分(伊藤君外五十六名提出の修正案の残りの部分と長谷山君外三十名提出の修正案とは共通)を採決し(可決)、次いで修正部分を除いた原案を採決した(可決)。

第十三回国会 昭和二十七年七月七日の会議において、電源開発促進法案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず奥むめお君外一名提出の修正案中、委員会の報告による修正案と共通しない部分を採決し(否決)、次いで両修正案の共通部分を採決し(可決)、次いで委員会による修正案の残りの部分を採決し(可決)、次いで修正部分を除いた原案を採決した(可決)。

同 昭和二十七年七月九日の会議において、地方自治法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず中田吉雄君外三名提出の修正案中、委員会の報告による修正案と共通しない部分を採決し(否決)、次いで両修正案の共通部分(中田君外三名提出の修正案の残りの部分と委員会修正案とは共通)を採決し(可決)、次いで修正部分を除いた原案を採決した(可決)。

### 三三五 一括して議題とした数個の案件の採決に関する例

一括して議題とした数個の案件の採決に際しては、議長は、各案件に対する議員の表決に支障を来さないように、一括し又は分けて採決する。その主な例は次のとおりである。

#### (一) 一括して採決した例

第一回国会 昭和二十二年七月二十五日の会議において、財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案及び造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、両案を一括して採決した（可決―多数）。

#### (二) 分けて採決した例

第一回国会 昭和二十二年十月二十二日の会議において、裁判官弾劾法案、最高裁判所裁判官国民審査法案及び裁判所法の一部を改正する等の法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一及び第二の議案を採決し（可決―多数）、次いで第三の議案を採決した（可決―多数）。

第二回国会 昭和二十三年七月五日の会議において、学校教育法及び義務教育費国庫負担法の一部

を改正する法律案及び日本学術会議法案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一の議案を採決し（可決―多数）、次いで第二の議案を採決した（可決―全会一致）。

第三回国会 昭和二十三年十一月二十六日の会議において、馬匹去勢法を廃止する法律案、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律案及び家畜市場法を廃止する法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一の議案を採決し（可決―多数）、次いで第二及び第三の議案を一括して採決した（可決―全会一致）。

第六回国会 昭和二十四年十一月二十一日の会議において、産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案、帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案、帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案及び日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一及び第三の議案を一括して採決し（可決―全会一致）、次いで第二、第四及び第五の議案を一括して採決した（可決―多数）。

参照 二四六号、三二六号、四一八号

三三六 一括して議題とした数個の案件のうち、議決した議案と

同一事項を内容とする議案について、議決を要しないも

のとなつた旨を宣告した例

第七十一回国会 平成二十一年七月十三日の会議において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案を前会に引き続き一括して議題とし、討論終局の後、第一の議案について、まず南野知恵子君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。第一の議案が可決されたため、議長江田五月君は、「ただいまの臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の議決の結果、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は議決を要しないものとなりました。」と宣告した。

第八十九回国会 平成二十七年七月二十四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外九名発議）及び公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外五名発議）の委員会審査を省略し、両案を一括して議題とすることに決し、趣旨説明、質疑、内閣の意見聴取、討論の後、第一の議案を採決した（可決）。第一の議案が可決されたため、議長山崎正昭君は、「た

だいまの溝手顕正君外九名発議に係る公職選挙法の一部を改正する法律案の議決の結果、羽田雄一郎君外五名発議に係る公職選挙法の一部を改正する法律案は議決を要しないものとなりました。」と宣告した。

参照 一九四号

### 三三七 一 議案を分割して採決した例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日の会議において、刑法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松平恒雄君は、まず松村眞一郎君提出の第八十三条に対する修正案を採決し（否決）、次いで第八十三条を採決し（可決）、次いで第二十六条を採決し（可決）、次いで委員会の報告による第九十五条に対する修正案を採決し（可決）、次いで残り全部を採決した（可決）。

参照 四八一号

### 三三八 関連のある数個の案件につきそれぞれ修正案がある場合に、これらの修正案を一括して採決した例

第十八回国会 昭和二十八年十二月八日の会議において、一括して議題とした公共企業体等労働関係第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（印刷事業）外七件の採決に当たり、議長河井彌八君は、まず永岡光治君外六十四名の提出に係る各件に対する修正案八件を一括して採決し（否決）、次いで委員長報告に係る議決案八件を一括して採決した（可決）。

第二十六回国会 昭和三十二年四月五日の会議において、一括して議題とした揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松野鶴平君は、まず両案に対する委員会の報告による修正案中、税率及び税額に関する部分を一括して採決し（否決）、次いで両案に対する修正案の残り全部を採決し（可決）、次いで両案の修正部分を除いた原案を採決した（可決）。

参照 二四八号、三三四号

### 三三九 議案の採決は、押しボタン式投票によるのを例とする

議案の採決は、議長が必要と認め又は出席議員の五分の一以上の要求があつて記名投票を行う場合を除き、押しボタン式投票によるのを例とする。

国家公務員等の任命に関する件の採決についても同様とする。

(注) 議案の採決は、起立の方法によるのを例としていたが、第四百四十一回国会における本院規則の改正により、

平成十年一月十二日に召集された第四百四十二回国会から押しボタン式投票による採決方法が導入された。

押しボタン式投票による採決案件等については、第四百四十一回国会平成九年十二月十二日の議院運営委員会議事会において、次の決定があつた。

#### 1 押しボタン式投票による採決案件

押しボタン式投票による採決案件は、当面、原則として法律案、予算、条約、決算・予備費等、国会の議決・承認案件、決議案、規則案及び国家公務員等の任命に関する件とし、その他の案件について押しボタン式投票による場合は、議院運営委員会議事会の協議に基づいて行うこととする。

#### 2 押しボタン式投票の基本的な操作手順

(1) 議員は出席した際は、氏名標を立てる。議席の出席表示のランプが点灯する。なお、議場内の表



示盤への出席者数の表示は、議長の開会宣告までとする。

(2) 議長は、本装置による投票の際、投票の開始を宣告するとともに、採決操作機の投票開始ボタンを押す。なお、議場は閉鎖しない。

(3) 議員は、本装置による投票の際は賛成・反対のそれぞれの態度に応じたボタンを押す。投票時間中はボタンの押し直し又は取り消しを認める。

(4) 議長は、投票の終了を宣告するとともに、採決操作機の投票終了ボタンを押す。

(5) 議長は、採決操作機の表示ボタンを押し、議場内の表示盤に投票結果（投票総数、賛成者数及び反対者数）を表示させる。

(6) 議長は、投票終了後、採決操作機（集計表示部）の数字に基づいて投票の結果を宣告する。

### 3 会議録への掲載等

出席の記録は原則として氏名標を立てることによって記録されるデータに基づき、現行のとおり会議録に氏名を記載する。集計された採決の記録は、会議録の末尾に賛成者及び反対者の氏名を記載する。また、事務局に設置した印刷記録装置により賛成者及び反対者の氏名等の記録印刷を行う。

### 4 「棄権」の取扱い

当面は現行と同様の取扱いとする。すなわち、賛成、反対いずれのボタンも押さない議員は、投票

に加わらなかった者とする。

5 押しボタン式投票装置故障の場合の措置

装置に故障があるときは、議院運営委員会理事会の協議（場内協議を含む）に基づき、事後の採決を行うが、原則として起立採決とし、記名投票の要求がある案件については、協議により記名投票による採決を行うことができることとする。

6 その他

押しボタン式投票は必要に応じ、次の場合にも使用することができることとする。

・定足数の確認（本院規則第八十四条第三項）

・各種の要求、異議の申立て（本院規則第三百二十条、第三百二十七条第二項、第三百三十八条等）に際し、特に必要があるときに、所定議員数を満たしているか否かの確認

7 上記のほか、押しボタン式投票に関する事項については、必要に応じて議院運営委員会理事会において協議することとする。

また、第二百一回国会令和二年四月九日の議院運営委員会理事会において、新型コロナウイルス感染症対策として、四百六十席全てに号数を付した上で、議員定数分の議席を間隔を空けて配置して会派別に区分する旨の決定があり、押しボタン式投票機が設置されていない議席があるため、同月十日の会議以降、議案等の

採決は原則として起立採決で行うこととなった。

参照 一五号、五〇号、八九号、三四一号、三五〇号、三九二号

### 三四〇 議長が必要と認めた場合又は出席議員の五分の一以上の要求があつた場合は、記名投票により採決する

議長が必要と認めた場合については、記名投票により採決する。また、出席議員の五分の一以上の要求があつた案件についても、記名投票により採決する。その例は次のとおりである。

#### (一) 議長が必要と認めた場合の例

第二回国会 昭和二十三年七月三日の会議において、電信電話料金法案及び郵便法等の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松平恒雄君は、「これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案の表決は記名投票を以て行います。」と告げ、記名投票により採決した。以後同例がある。

#### (二) 出席議員の五分の一以上の要求があつた場合の例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日の会議において、刑法の一部を改正する法律案の採決に当た

り、議長松平恒雄君は、「これより修正案の採決に移ります。松村眞一郎君外四十五名より、修正案の表決は記名投票を以て行われたいとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しておるものと認めます。よってこれより記名投票を行います。」と告げ、記名投票により採決した。

以後同例がある。

### 三四一 記名投票により表決を行うときは、議場を閉鎖する

記名投票により表決を行うときは、議場の入口を閉鎖する。記名投票が終わったときは、議長が投票を参考に計算させる旨を宣告した後、議場の入口を開鎖する。

議場の入口の閉鎖及び開鎖は、議長の命により監視がこれを行う。

参照 五〇号、八九号、三三九号

### 三四二 議場の閉鎖中に議員が退場しようとするときは、議長の許可を受けることを要する

議場の閉鎖中に議員が病気その他の事由により退場しようとするときは、議長の許可を受け、議長の指定する出口（北側出入口）から退場する。

なお、退場した議員は、議場が開鎖されるまで再び入場できない。

#### 参照 四五九号

### 三四三 記名投票には、議員の氏名を記した白色及び青色の木札を用い、氏名点呼に応じて、賛成者は白色票を、反対者は青色票を演壇に持参する

記名投票には、議席に備えた議員の氏名を記した白色及び青色の木札を用い、氏名点呼に応じて、賛成者は白色票を、反対者は青色票を持参し、議長席に向かって右方から演壇に登り、参事に投票を渡し（投票の投函は、議員に代わって参事が行う）、議長席に向かって左方から降りて席に復する。

参照 一五号、四九号、九〇号、三九二号

三四四 記名投票による表決の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する

記名投票による表決の際、病気等のため登壇して投票できない議員から投票の持参を参事に委託したい旨の申出があったときは、議長はこれを許可し、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票するのを例とする。

(注) 第九十三回国会閉会後昭和五十五年十二月十一日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があった。

- 一、あらかじめ投票委託の申出があったときは、議長が事前に許可するが、その際、その旨を議院運営委員会理事会に報告する。なお、議場で申出があり、議長がこれを許可する際は、事前にその旨を議院運営委員長に伝える。
- 二、議場内での許可の宣告は行わない。
- 三、議員が投票委託を申し出る際、その必要性が数日間に及ぶ場合には、その旨を併せて申し出ることがで

きることとし、議長はこれに基づき数日間にあたる投票委託を許可することができる。

参照 五一号、九一号

### 三四五 記名投票の投票時間を制限した例

記名投票により採決する場合には、必要があると認めるときは、議長は、投票に入るに先立ち、又は投票執行中に投票時間を制限することがある。その例は次のとおりである。

(一) 投票に入るに先立ち投票時間を制限した例

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日の会議において、国家公務員法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松平恒雄君は、「本案の表決は記名投票を以て行います。この投票に要する時間は十三分間に制限いたします。」と告げた。

第五回国会 昭和二十四年五月三十一日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、板野勝次君及びカニエ邦彦君の懲罰事犯に関する審査を閉会中も継続するの件の採決に当たり、副議長松嶋喜作君は、「本件の表決は記名投票を以て行います。本記名投票に要する時間を七分間に制限いたします。」と告げた。

## (二) 投票執行中に投票時間を制限した例

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、「労働委員会において審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について労働委員長をして次会の本会議劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とするこの動議」の表決を記名投票により執行中、議長河井彌八君は、「只今行われております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。速やかに投票を願います。……制限時間に達しました。これにて投票は終了したものと認めます。投票箱閉鎖。」と告げ、まだ投票を終わらない者で演壇に登っていた者に対し降壇を命ずるとともに衛視にその執行を命じた。

第二十四回国会 昭和三十一年五月二十九日の会議において、「本日はこれにて延会することの動議」の表決を記名投票により執行中、議長松野鶴平君は、「ただいま行われております投票については、自後五分間に制限いたします。すみやかに御投票を願います。……制限時間に達しました。投票箱閉鎖。」と告げた。

その他同例がある。

## 参照 四五八号



三 四 六 記名投票において、投票が終わったときは、議長は、投

票を参事に計算させ、その結果を宣告する

記名投票において、投票が終わったときは、議長は、投票を参事に計算させる旨を宣告し、議場の開鎖を命ずる。投票の計算が終わったときは、議長は、その結果を宣告する。

三 四 七 採決の結果可否同数となり、憲法第五十六条第二項の規

定により議長が決した例

採決の結果可否同数となったときは、憲法第五十六条第二項の規定により議長が決する。その例は次のとおりである。

第七十五回国会 昭和五十年七月四日の会議において、政治資金規正法の一部を改正する法律案を

記名投票をもって採決したところ、賛成百十七票、反対百十七票の同数となったため、議長河野謙三君は、「可否同数であります。可否同数のときは、憲法第五十六条第二項の規定により、議長が決することになっております。議長は可と決します。よって、本案は可決されました。」と

宣告した。

第七十七回国会 平成二十三年三月三十一日の会議において、国民生活等の混乱を回避するため平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を記名投票をもって採決したところ、賛成百二十票、反対百二十票の同数となったため、議長西岡武夫君は、「可否同数であります。可否同数のときは、憲法第五十六条第二項の規定により、議長が決することになっております。議長は可と決します。よって、本案は可決されました。」と宣告した。

参照 六七号

規 第三七条

### 三四八 会期の件及び会期延長の件の採決は、起立の方法によるのを例とする

会期の件及び会期延長の件の採決は、起立の方法によるのを例とする。

参照 三三九号、三五一号

### 三 四 九 議長が起立者の多少を認定し難いため、記名投票により採決した例

第十回国会 昭和二十五年十二月十六日の会議において、参議院規則の一部を改正する規則案（中村正雄君外十七名発議）を起立の方法により採決したところ、起立者の多少を認定し難かつたため、副議長三木治朗君は、「起立者の多少を認定しがたいので、本案の表決は記名投票をもって行いませう。」と告げ、記名投票により採決した（本案は賛成八十二票、反対八十九票をもって否決）。

### 三 五 〇 起立による表決の結果の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票又は押しボタン式投票により採決する

起立による表決の結果の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議の申立てがあるときは、記名投票又は押しボタン式投票により採決するが、この場合のその申立ては、議長が次の議題を宣告する前であることを要する。宣告に対し異議の申立てがある場合に、申立者の数が明らかでないときは、議

長は、異議申立者に起立又は押しボタン式投票装置の賛成ボタンを押すことを求め、起立者又は賛成ボタンを押した者が出席議員の五分の一以上あるときは、記名投票又は押しボタン式投票により採決する。

参照 三三九号

### 三五二 役員等の辞任、請暇、請願、儀礼に関する件等の採決は、

#### 異議の有無を諮る方法によるのを例とする

役員等の辞任、選挙における投票の省略、情報監視審査会委員の選任、請暇、辞職、議員派遣、特別委員会の設置、調査会の設置、議事日程の変更、請願、委員会及び調査会の継続審査及び継続調査並びに儀礼に関する件の採決は、異議の有無を諮る方法によるのを例とする。ただし、反対者があると思われる場合には、起立採決によるのを例とする。なお、異議の有無を諮ったところ、反対者があつたため、改めて起立の方法により採決したことがある。その例は次のとおりである。

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日の会議において、日程第一及び第二を後に回す件を異議の有無の方法により採決したところ、反対者があつたため、議長河井彌八君は、改めて起立の方

法によって採決した（可決）。

その他同例がある。

参照 三四八号

### 三五二 決算の採決は、委員長報告のとおり是認すること及び内閣に対し警告することの可否について行うのを例とする

決算は、決算全部を議題とし、その採決は、まず委員長報告のとおり是認することの可否について行い、次いで委員長報告のとおり内閣に対して警告することの可否について行うのを例とする。ただし、決算を是認することの可否について採決を行ったことがある。その例は次のとおりである（いずれも賛成少数により是認しないことに決した）。

第一百十六回国会 平成元年十二月十五日 昭和六十一年度決算（是認しないとの委員長報告）

第一百二十回国会 平成三年四月二十四日 昭和六十二年度決算（是認するとの委員長報告）

第一百二十三回国会 平成四年六月十九日 昭和六十三年度決算、平成元年度決算（是認するとの委員長報告）

第二百二十七回国会 平成五年八月二十七日 平成二年度決算（是認しないとの委員長報告）

第二百六十九回国会 平成二十年六月十一日 平成十八年度決算（是認しないとの委員長報告）

第二百七十一回国会 平成二十一年七月一日 平成十九年度決算（是認しないとの委員長報告）

第二百七十九回国会 平成二十三年十二月九日 平成二十一年度決算（是認しないとの委員長報告）

日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（NHK決算）の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする。ただし、委員長報告が是認しないとするものであったため、是認することの可否について採決を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第二百六十九回国会 平成二十年六月十一日 平成十七年度NHK決算

なお、年度の異なる決算を一括して審議し、一括して議決したことがある。その例は次のとおりである。

第三百三十六回国会 平成八年二月十六日の会議において、平成四年度決算及び平成五年度決算を一括して議題とし、採決は、まず両件決算を一括して委員長報告のとおり是認することの可否について行い、次に両件決算について内閣に対し警告することの可否について行った。

その他同例がある。

参照 三七一号、四九六号

### 三五三 国有財産増減及び現在額総計算書等の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書及び国庫債務負担行為総調書の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする。ただし、国有財産増減及び現在額総計算書等を是認することの可否について採決を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百十六回国会 平成元年十二月十五日 昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書、昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書（是認しないとの委員長報告）以後同例がある。

### 三五四 予備費使用総調書についてその一部を承諾した例

第五回国会 昭和二十四年五月十二日衆議院から、昭和二十二年度予備費使用総調書が、内閣所管、経済安定本部機構拡充に必要な経費のうち経済安定本部の項、地方経済安定局設置に必要な経費のうち経済安定本部の項、総理庁火災復旧に必要な経費のうち総理庁の項、文部省所管、北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費のうち工業専門学校の項、運輸省所管、水路図誌回収に必要な経費のうち水路部の項を除いて承諾すると議決され、本院に送付された。本院は、同月二十三日の会議において、同伴について文部省所管、北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費のうち工業専門学校の項を除いて承諾すべきものとの委員長報告があつた後、委員長報告のとおり議決した。



三五五 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、承認を  
求めるの件について、衆議院送付案どおりその一部を承  
認した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十日衆議院から、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件（神戸繊維製品検査所広島支所、同今治支所、同岡山支所、同久留米支所、桐生繊維製品検査所足利支所、同松本支所、同加茂支所及び名古屋繊維製品検査所浜松支所の八支所の設置）が、広島、岡山、久留米に神戸繊維製品検査所の支所を設置することを除いて承認すると議決され、本院に送付された。本院は、同月二十三日の会議において、同件について衆議院送付案どおり承認すべきものとの委員長報告があつた後、委員長報告のとおり承認した。